

吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画

令和6年3月

吉 見 町

吉見町教育委員会

第Ⅰ章 基本構想・基本計画の策定の背景・目的	・ ・ ・ ・ 1
第Ⅱ章 基本構想	
1. 基本構想の概要	・ ・ ・ ・ 2
2. 学校施設を取り巻く社会情勢の変化	・ ・ ・ ・ 2
(1) 新しい時代の学びの姿を実現する学校施設の在り方について	
(2) 学校施設の ZEB 化の推進について	
(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育について	
(4) 避難所となる学校施設の在り方について	
3. 上位計画・関連計画等	・ ・ ・ ・ 4
(1) 第六次吉見町総合振興計画の概要	
(2) 吉見町教育大綱の概要	
(3) 吉見町立小学校統合再編計画の概要	
(4) 吉見町公共施設等総合管理計画・吉見町公共施設個別施設計画の概要	
(5) 吉見町ゼロカーボンシティ宣言	
4. 吉見町の概要	・ ・ ・ ・ 9
(1) 位置・人口・歴史	
(2) 災害情報	
5. 吉見町の小学校の現状	・ ・ ・ 12
(1) 小学校と主要施設の配置状況	
(2) 令和5年度児童数及び学級数	
(3) 小学校別児童数の将来予測	
(4) 学年別児童数の将来予測	
(5) 統合対象小学校・対象施設調査概要	
6. 施設整備の基本的な考え方	・ ・ ・ 18
(1) 施設整備コンセプト	
(2) 施設整備方針の6つの柱	
7. 計画地の概要	・ ・ ・ 20
(1) 計画地及び周辺の状況	
(2) 敷地概要	
(3) インフラ整備状況	
(4) 主な関連法令	

第Ⅲ章 基本計画

1. 基本計画の概要	・・・ 23
2. 施設規模	・・・ 23
(1) 計画児童数	
(2) 計画学級数	
(3) 計画面積	
(4) 特別教室数	
(5) 既存建築物の取扱い	
3. 室・スペース面積構成表	・・・ 26
(1) 校舎	
(2) 体育館	
(3) 室・スペース構成イメージ	
4. 計画目標	・・・ 29
(1) 配置計画	
(2) 施設計画	
(3) 構造計画	
(4) 設備計画	
(5) 防犯計画	
(6) 防災計画	
(7) 環境配慮計画	
5. 統合小学校の整備スケジュール	・・・ 44
(1) 学校づくりのスケジュール（案）	
(2) 設計の進め方	

第Ⅳ章 検討の記録

1. 吉見町立小学校統合再編準備委員会	・・・ 45
(1) 吉見町立小学校統合再編準備委員会の開催日程・検討内容	
(2) 吉見町立小学校統合再編準備委員会における意見のまとめ	
(3) 吉見町立小学校統合再編準備委員会名簿	
(4) 吉見町立小学校統合再編準備委員会設置要綱	

資料編

- 統合小学校の施設整備に関するアンケート調査結果の概要
-

第 I 章 基本構想・基本計画の策定の背景・目的

吉見町すべての小学校は、児童数が減少し、クラス替えができない1学年1学級となっており、一部では複式学級に該当する児童数となっている。第六次吉見町総合振興計画では、令和22年(2040)に生まれる子どもの数は、約37人になる見込みである。今後さらに学校の小規模化が進んだ場合、学校における教育活動や学校運営などの様々な面に影響を及ぼすことが懸念される。また、学校施設に目を向けると、建築後55年以上が経過している校舎もあり、老朽化への対応に課題が生じている。

このような中、吉見町教育委員会では、令和元年(2019)7月に「吉見町立学校あり方研究協議会」を設置した。同協議会では、児童生徒数が減少している吉見町の現状と将来展望を踏まえ、将来を担う子どもたちが、より良い教育環境の中で教育を受けられることを主眼に置き、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な視点から慎重に議論を重ね、調査研究報告をまとめた。

この報告を受け、令和3年(2021)7月に「吉見町立学校適正規模等検討委員会」を設置し、学校の適正規模及び適正配置等について諮問をし、令和4年(2022)2月に答申が示された。

吉見町及び吉見町教育委員会では、同検討委員会からの答申を尊重し、子どもたちの社会性の育成及び互いに切磋琢磨できる場として一定規模を確保するとともに、義務教育9年間を通して小中学校の連携を図ることのできる環境を考慮しながら、吉見町の将来を担う子どもたちのより良い教育環境の構築に向けた具体策として、吉見中学校の敷地内に6校を統合再編した統合小学校を新設することとする「吉見町立小学校統合再編計画」を策定した。

本基本構想・基本計画は、これまでの検討の経緯等を踏まえ、将来を担う子どもたちの教育環境を最優先に考え、地域にとっても魅力ある学校づくりを行うため、統合小学校の整備に関する基本的な事項や方針を示し、今後の設計の指針となる基本的な考え方等を定めたものである。

なお、第六次吉見町総合振興計画、吉見町公共施設等総合管理計画等の趣旨を踏まえ、時代や社会の変化に合わせて求められる新たな役割、多目的な活用などにもフレキシブルに対応できる可能性に配慮したものとする。

“将来を担う子どもたちの教育環境を最優先に”

第Ⅱ章 基本構想

1. 基本構想の概要

基本構想は、学校施設を取り巻く社会情勢の変化、上位計画・関連計画等、小中学校の現状等を受けて、吉見町の統合小学校における目指すべき学校建設のコンセプト及び整備方針等を定める。

2. 学校施設を取り巻く社会情勢の変化

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

Society5.0(*1)の到来やポストコロナ期における新たな学びの在り方等、教育を取り巻く環境が急激に変化する中で、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会において「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、すべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための改革の方向性が示された。

これを受け、新しい時代の学びにふさわしい学校施設の在り方を明確にする「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(令和4年3月)が報告され、以下の5つの方向性が示されている。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの方向性)

《新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮》

○学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

○生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

○共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

《新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進》

○安全

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

○環境

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間



学校施設の木造化・木質化

【出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 最終報告より】

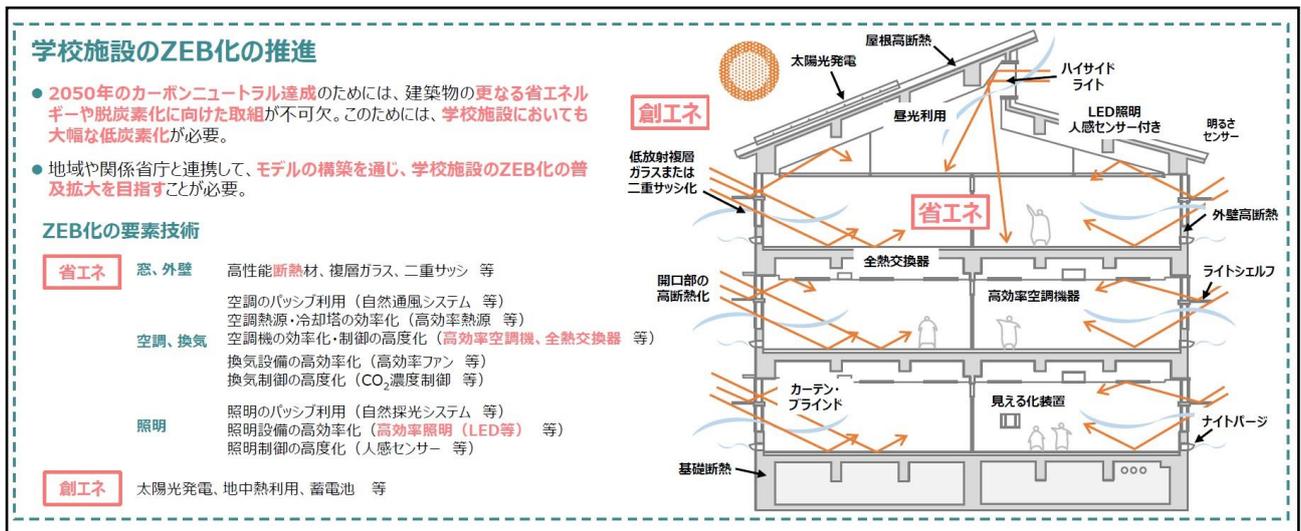
*1：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)

(2) 学校施設の ZEB(*2) 化の推進について

既存学校施設における快適で健康的な環境づくりと脱炭素化に向け、文部科学省より、「2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の ZEB 化の推進について」（令和 5 年 3 月）が報告された。

これには、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、地方自治体が率先的に取り組む内容として、太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、LED 照明の導入等が示されている。

【出典：文部科学省「2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の ZEB 化の推進について」より】



【出典：文部科学省「エコスクール 環境を考慮した学校施設の整備推進」より】

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育(*3)について

特別支援学級に在籍する児童生徒への支援だけではなく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への特別な支援の必要性が高まり、文部科学省より、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和 5 年 3 月）が出された。

これには、校内支援体制及び通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、インクルーシブな学校運営モデルの創設など、具体的な方向性が提言されている。あわせて特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体の取組等が示されている。

【出典：文部科学省「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」より】

(4) 避難所となる学校施設の在り方について

東日本大震災から浮かび上がった学校施設の重要な課題のうち、津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、文部科学省が「災害に強い学校施設の在り方について」（平成 26 年 3 月）としてまとめた。

これには、地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方として、「防災担当部局と連携し、学校施設の安全性や必要な機能、円滑な運営方法、学校教育活動の早期再開を踏まえて進めていくことが重要」と示されている。

【出典：文部科学省「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」より】

*2：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（NZE）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと。

*3：障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みをもつ教育

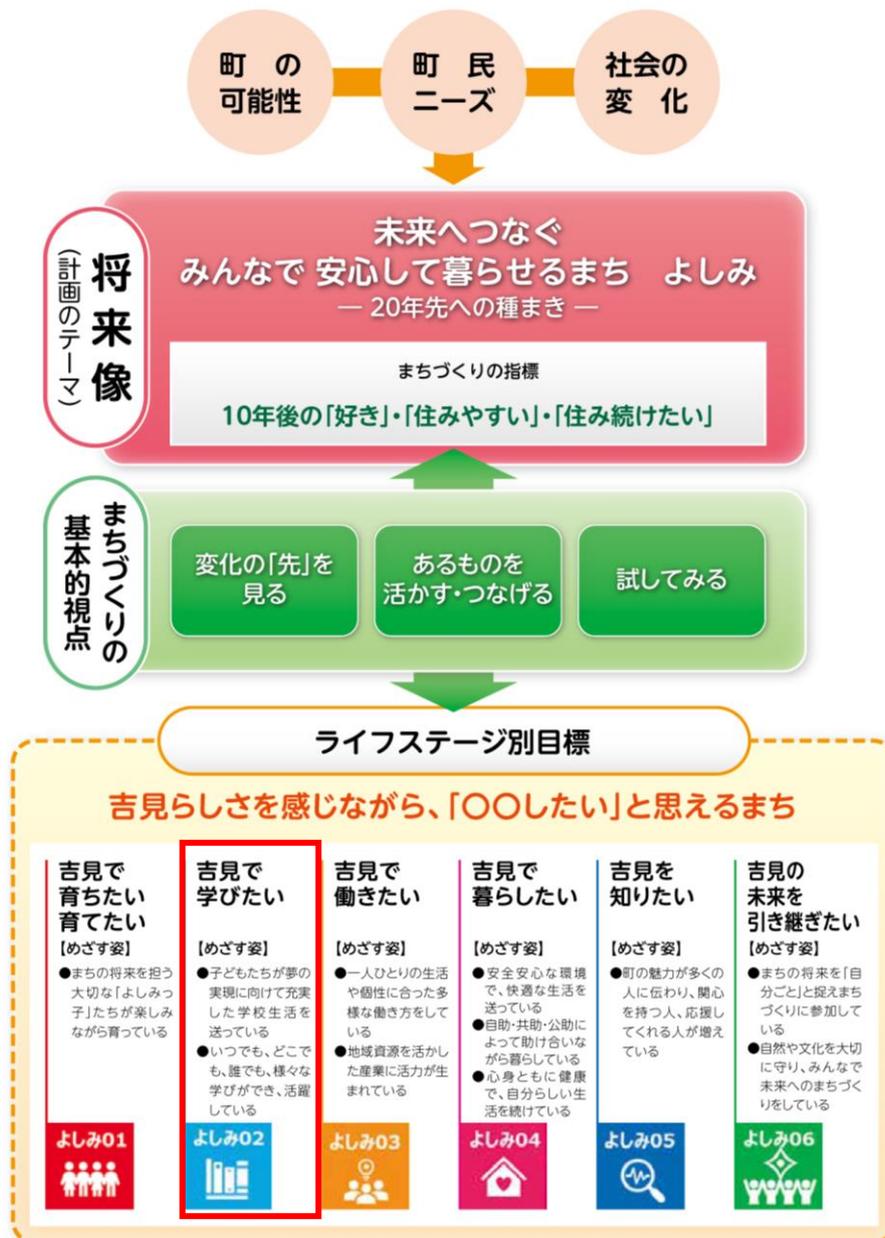
3. 上位計画・関連計画等

(1) 第六次吉見町総合振興計画の概要（令和3年度～令和12年度）

少子高齢化と人口減少が本格的に進行する見込みであり、今後は、働き手・担い手世代の減少による地域活力の低下、コミュニティの希薄化、人口規模に合わせた経済や地域社会の縮小等、吉見町で暮らす人々の生活にも様々な変化が予想されている。

このような中、急速に進行する少子高齢化や人口減少への的確な対応と、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、「20年先を見据えて、10年後をどう通過していくか」という視点から、次の世代へつなげるまちづくりの指針として、令和3年度に「第六次吉見町総合振興計画」を策定した。

第六次吉見町総合振興計画の基本構想体系を下図に示す。



基本構想体系図

(2) 吉見町教育大綱の概要（令和4年度～令和7年度）

■吉見町教育大綱の位置づけ

吉見町教育大綱は、第六次吉見町総合振興計画における町の将来像、「未来へつなぐ みんなで安心して暮らせるまち よしみ -20年先への種まき-」の実現に向け、その一翼を担う教育行政の指針を示している。

《基本理念》

「学びたいと思えるまちづくり」

の実現に向けて

《めざす姿》

子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている

いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している

子どもたちが心に描く将来への夢や希望の実現に向けて、安心して学習できる環境整備を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性を大切にするため、学校現場の指導力向上に加えて、学校・家庭・地域が連携し、充実した学校生活を送れる環境づくりに努めます。また、すべての町民が生きがいを持って、充実した心豊かな生活を送るため、町民だれもが、いつでもどこでも学びたいときに学べる場や機会の確保を図り、生涯を通じて、文化、芸術、歴史や伝統にふれ、スポーツに親しむ機会をもち、学習活動に取り組むことができる環境整備に努め、本町の教育行政を推進します。

【基本目標】

- I 学校教育の充実と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 家庭・地域の教育力の向上
- IV 生涯学習とスポーツの推進

■基本目標

I 学校教育の充実と自立する力の育成

「次代を担う人づくり」の実現に向け、学校教育の充実や教育環境の整備を図るとともに、子どもたちが、時代の変化に対応し社会を生き抜く力を育むため、基礎学力や論理的思考力、問題解決力など、確かな学力を身に付けさせる教育を推進します。

また、キャリア教育や幼児教育、特別支援教育を推進し、子どもたちが自立して生きていくための基礎となる力を育みます。さらに、保育園・幼稚園と学校とが連携して、子どもたちが環境の変化に対応した学校生活を送れる環境づくりに努めるとともに、子どもたちの安全安心の確保のため、学校・家庭・地域が連携した学校安全体制の整備を図ります。

II 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな心を育てるため、読書活動、あいさつ運動、体験活動の充実や道德教育の推進を図るほか、教育相談体制を充実させ、関係機関と連携していじめや不登校等の未然防止に努めます。さらに、だれもが安心して心豊かに過ごせる学校づくりを推進するとともに、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭及び地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く町民に人権尊重の精神を培う人権教育に取り組みます。

また、健康の保持増進や体力の向上などにより健やかな体を育成します。

さらに、安全教育を通して子どもたちが事故や事件を予見し、対応する能力を育成します。

学校給食については、地場産の食材を活用して食育を推進します。

III 家庭・地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携して、家庭教育の充実を図り、学力の向上に努めるとともに、基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自律心などを身に付けさせることができる家庭づくりを支援し、各種事業をとおして家庭・地域の教育力の向上を図ります。

また、学校と家庭・地域が連携した子どもたちの見守り活動を推進します。

IV 生涯学習とスポーツの推進

町民一人ひとりが生きがいを持って、充実した心豊かな生活を送るため、多様な学びの場やさまざまな学習機会を提供し、生涯にわたって学びたいと思えるまちづくりに努めます。

また、本町の歴史・伝統文化の保全・整備・活用を推進するとともに、町民が生涯を通じて気軽に文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流し、健康増進や体力の向上ができるよう、文化・スポーツ活動の振興に努めます。

さらに、様々な町民ニーズに対応した文化・スポーツ活動ができるよう、図書交流館をはじめとした生涯学習施設の有効活用及び利便性の向上を図るため、適正な維持管理を行うとともに利用促進に努めます。

(3) 吉見町立小学校統合再編計画の概要（令和5年2月策定）

■小学校統合再編の具体的方針

(1) 統合再編の方法

小学校6校（東第一小学校、東第二小学校、南小学校、西小学校、北小学校、西が丘小学校）を1校に統合再編します。

(2) 学校の位置

統合小学校の位置は、吉見中学校敷地内とします。

(3) 学校施設

校舎、体育館等の学校施設を新たに建設します。

■小学校統合再編によりめざす効果

(1) クラス替え可能・複式学級の解消

学年あたりの児童数が増加し、一部の学校にある複式学級が解消され、全学年でクラス替えが可能となります。

(2) 社会性・協調性等の向上

児童数が増えることで、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通して、社会性や協調性、たくましが育みやすくなります。

(3) 教職員組織の強化

児童数・学級数の増加により、教員数の増加が見込まれ、経験、教科、専門性など、バランスのとれた教員配置が可能となります。

(4) 地域との連携強化

統合小学校開校に合わせ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を実施することにより、より地域と連携した教育活動の展開が期待されます。

■魅力ある学校づくりと小中連携の更なる強化

(1) 中一ギャップの解消

小学校と中学校の教員が相互に乗り入れ授業を行うことや、小学校から段階的な教科担任制の導入を推進することなどによって、中学校へ進学する際の段差を緩やかなものとし、円滑な接続を図ることで「中一ギャップ」の解消につながることが期待されます。

(2) 社会性、自己肯定感の向上

幅広い異年齢集団によるさまざまな活動を通して、コミュニケーション能力や規範意識等の社会性が育ち、集団の中で自分自身を肯定的に捉える自己肯定感が高まることが期待されます。

(3) 学習指導、生徒指導の工夫・改善

小学校と中学校の教員の相互協力関係が構築され、それぞれの良さを取り入れることにより、児童生徒に対する学習指導、生徒指導において、より良い変化が生まれることが期待されます。

(4) 吉見町公共施設等総合管理計画（令和3年3月改訂）

吉見町公共施設個別施設計画（令和3年度～令和12年度）の概要

町民サービスの維持・向上、財政負担の平準化等に資するため、「吉見町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針や数値目標を定めた。「吉見町公共施設個別施設計画」は、総合管理計画に基づき、公共施設マネジメントを推進するため、対策の優先順位の考え方や効率的な対策の内容、改修等の実施時期など、施設ごとの具体的な方向性を示し、総量の適正化やコストの最適化により、持続可能な公共サービスの実現を目指し策定した。

(4) 学校教育系施設

【方向性】

小学校は、計画的な保全を適宜実施し、児童にとってよりよい環境を確保しつつ、児童数減少等の状況を踏まえ、学校のあり方を検討していきます。

中学校は、適切な時期に修繕等を実施し、安全性や機能の維持・向上を図るとともに、長寿命化を図ります。

給食センターは、点検や診断の実施により建物の状態を把握し、適切な維持管理に努めます。

施設名	延床面積(m ²)	建築年度	改修年度
東第一小学校	4,603	(校舎建設年度)S45	H2・H11・H27・R2
東第二小学校	2,820	(校舎建設年度)S57	H23・H27
西小学校	5,391	(校舎建設年度)S53	H12・H24・H27
西が丘小学校	5,207	(校舎建設年度)H6	H27
南小学校	4,619	(校舎建設年度)S40	S63・H10・H19・H27
北小学校	3,785	(校舎建設年度)S41	H1・H10・H27
吉見中学校	9,692	(校舎建設年度)S49	H12・H26・R2
給食センター	1,558	H11	

(5) 吉見町ゼロカーボンシティ宣言（抜粋）

我が国においても、2020年10月、第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

国内の自治体においても脱炭素に向けた取組が進んでおり、本町においても国際社会の一員としてゼロカーボン社会への取組を推進する必要があります。

吉見町の豊かな自然や田園環境を次世代につなげるため、町民・事業者・行政が一体となり、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言します。

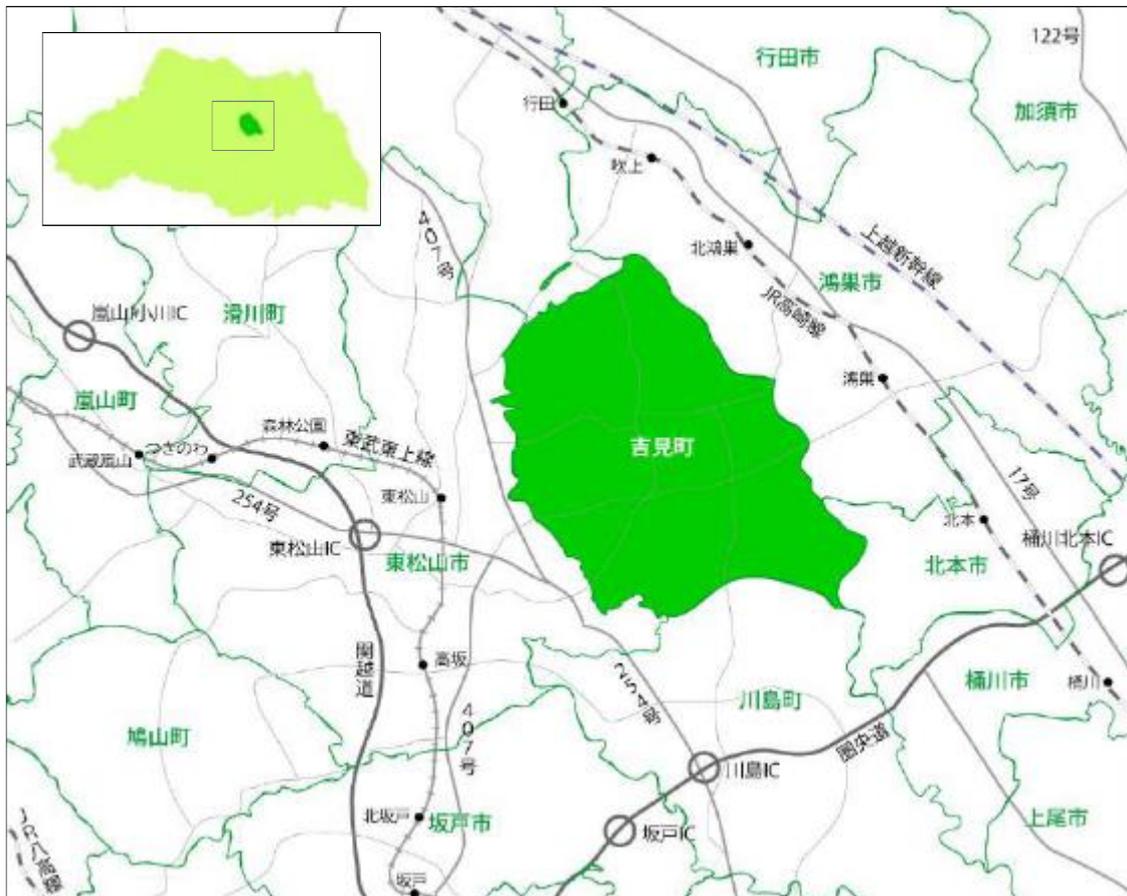
4. 吉見町の概要

(1) 位置・人口・歴史

1) 位置

吉見町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、南部を川島町、西部を東松山市、東部を鴻巣市と北本市、北部を熊谷市に隣接する東西約7km、南北約8km、総面積38.64㎢のまちである。町は都心から50km圏にあり、東武東上線やJR高崎線、関越自動車道等へ容易にアクセスできる立地となっている。

町の大部分は平野部で、東部に荒川、南西部に市野川が流れ、肥沃な穀倉地帯となっている。西部丘陵地一帯は、県立比企丘陵自然公園に指定されており、吉見百穴や八丁湖周辺に散在する黒岩横穴墓群等は、古墳時代を代表する貴重な史跡として注目されている。



【吉見町都市計画マスタープラン令和3年3月より抜粋】

2) 人口推移

吉見町の人口は、平成12年(2000)にピークを迎え、その後減少傾向にある。児童数についても平成6年度をピークに年々減少しており、令和5年度は、626人で、児童数の減少は今後も続くものと見込まれている。

3) 歴史

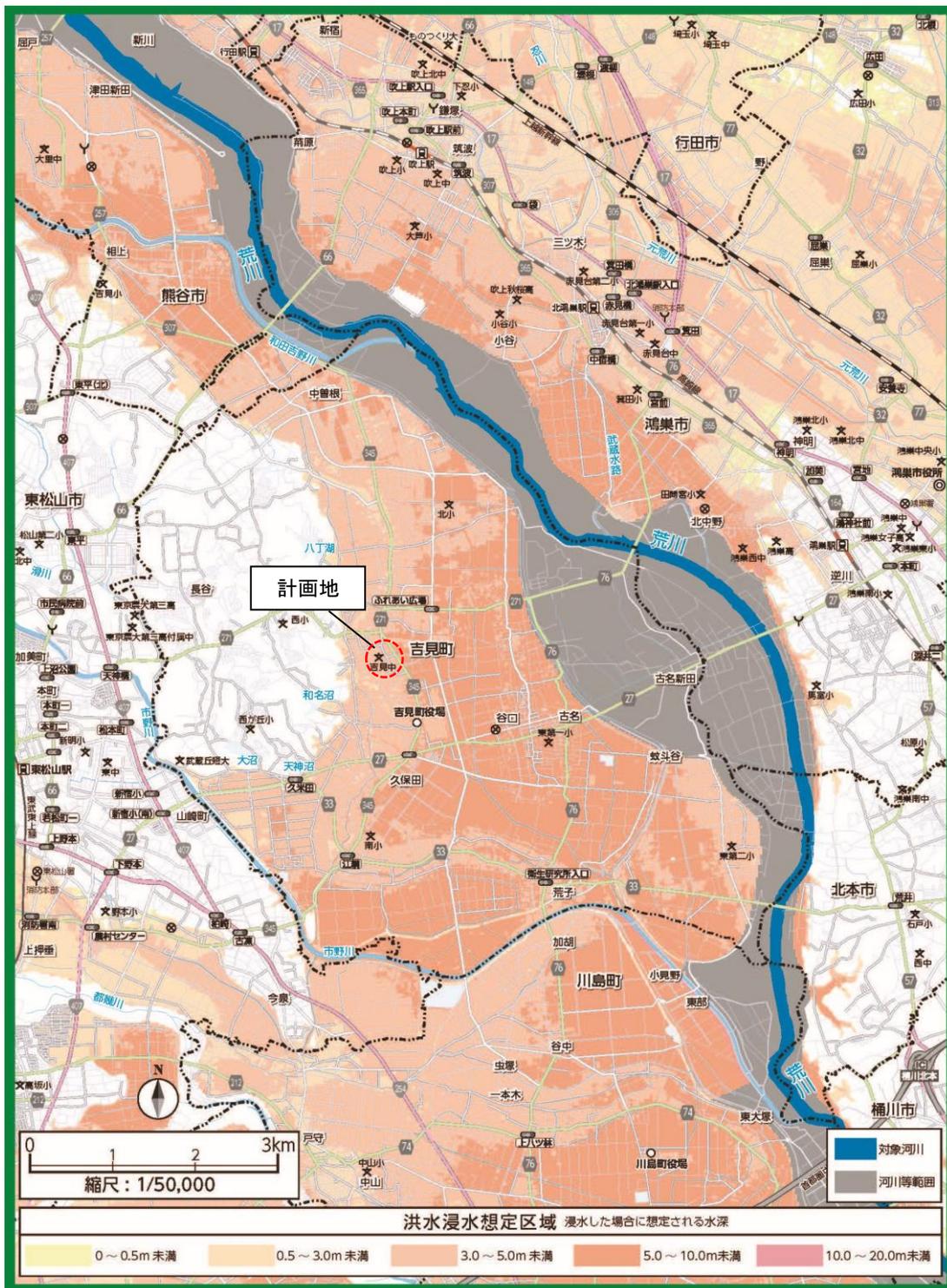
国指定史跡の「吉見百穴」や「比企城館跡群松山城跡」をはじめ、吉見観音の名で親しまれている岩殿山安楽寺等、文化財が数多く残された歴史ある地域となっている。町の成り立ちは、昭和29年(1954)に、東吉見村、西吉見村、南吉見村、北吉見村の4村が合併し、吉見村となり、昭和47年(1972)に町制が施行され、現在の吉見町が誕生した。

(2) 災害情報

1) 洪水ハザードマップ

吉見町防災ハザードマップでは、荒川が氾濫した場合、西部の丘陵部を除く大半が浸水し、水深は深いところで5m～10mに達し、多くの家屋が浸水、水没する等大きな被害が発生することが想定されている。計画地周辺でも3～5mの浸水が想定され、水害対策を検討する必要がある。

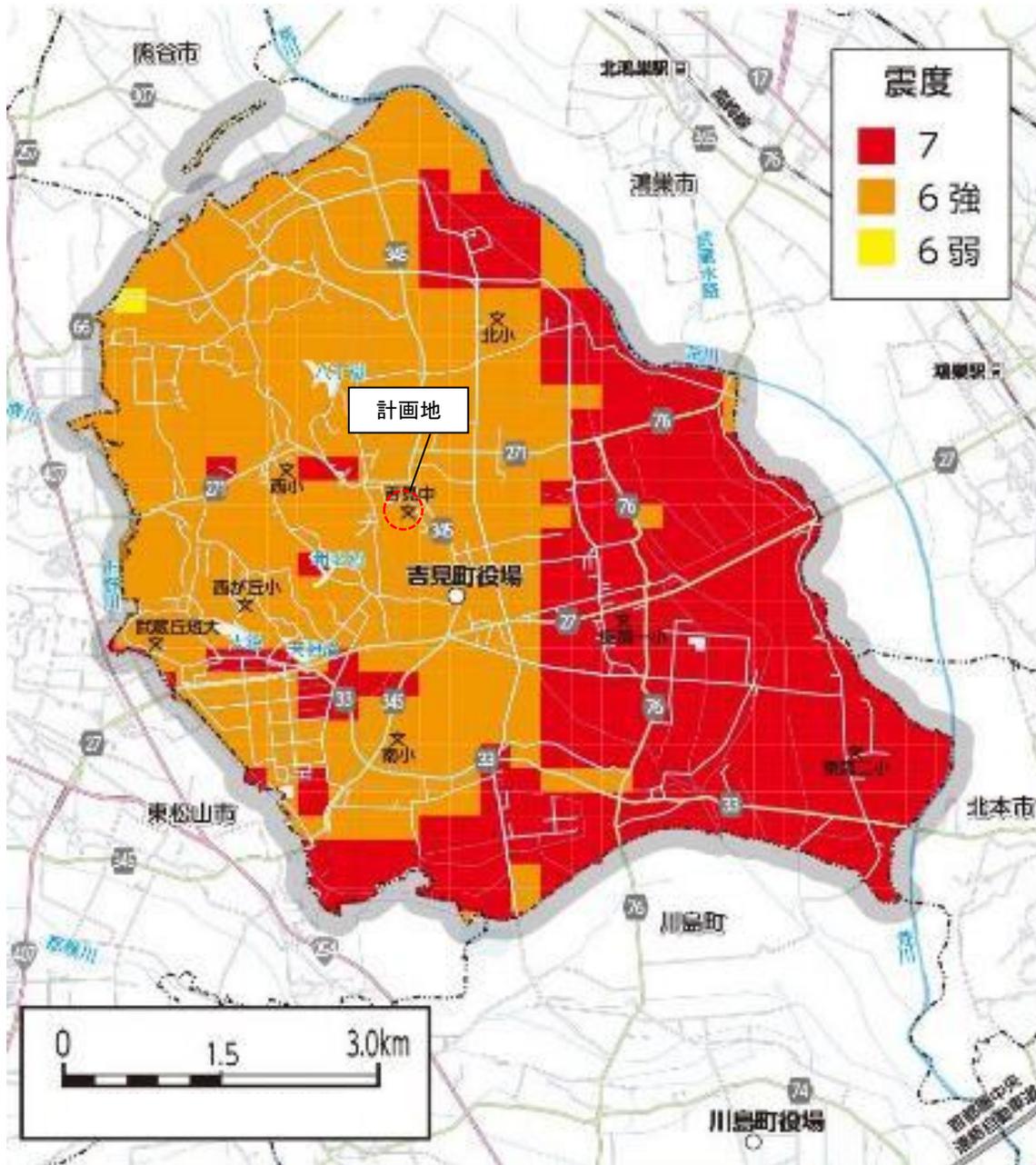
また、町内の小中学校は、指定緊急避難場所、指定避難所となっているほか、計画地周辺では、町民体育館、町民会館、ふれあい広場等が指定緊急避難場所に指定されている。



【令和3年3月版 吉見町防災ハザードマップより抜粋】

2) 地震ハザードマップ

吉見町防災ハザードマップでは、埼玉県が行った地震被害想定調査において、吉見町の被害が最も大きくなる関東平野北西緑断層帯地震が発生した場合の震度分布を示しており、計画地である吉見中学校周辺は、震度6強に該当している。



【令和3年3月版 吉見町防災ハザードマップより抜粋】

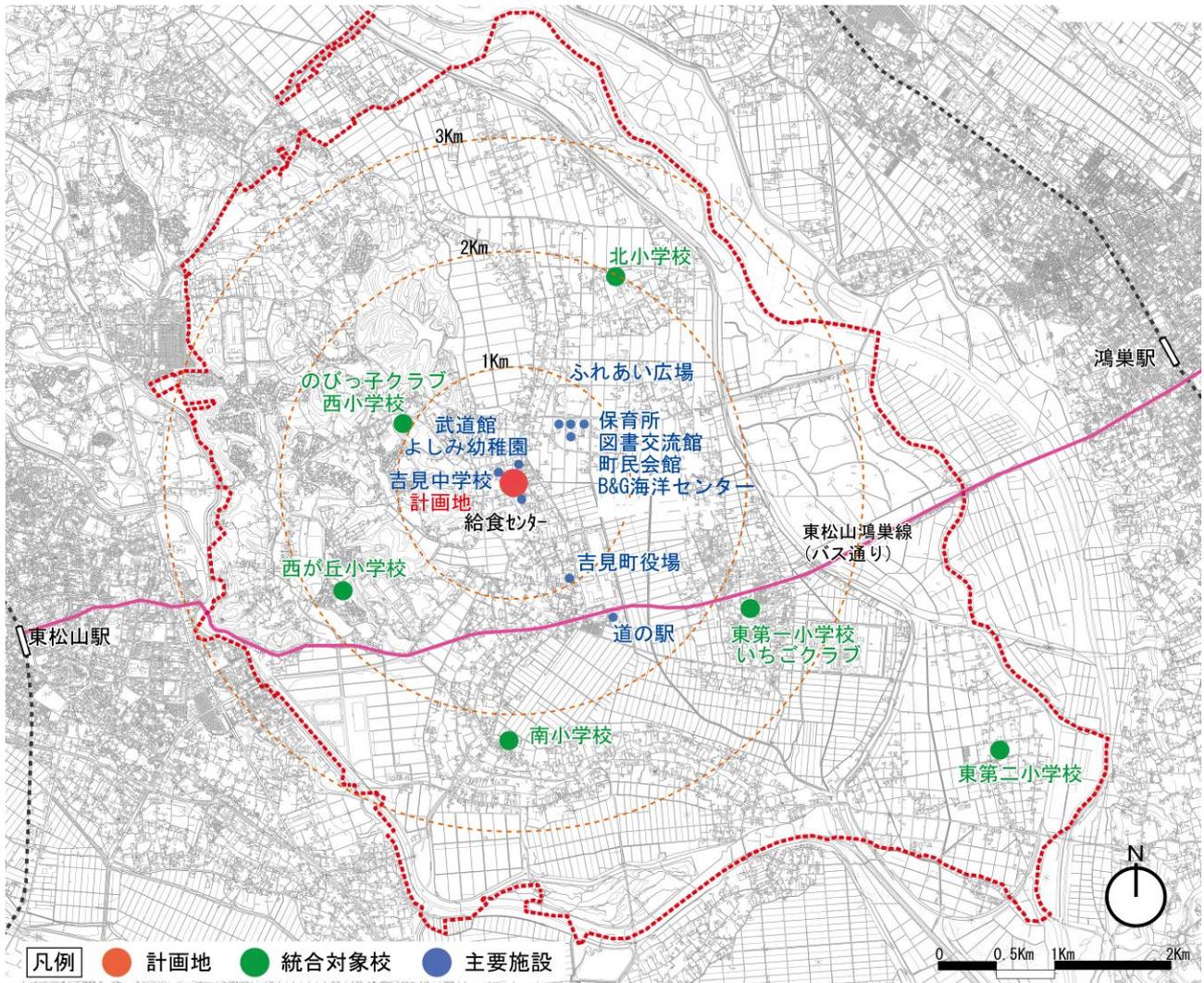
5. 吉見町の小学校の現状

(1) 小学校と主要施設の配置状況

本計画は、統合対象校である東第一小学校、東第二小学校、南小学校、西小学校、北小学校、西が丘小学校の6校を統合再編した統合小学校を吉見中学校の敷地内に整備するための計画である。

また、東第一小学校と西小学校に隣接する2か所で学童保育所(いちごクラブ、のびっこクラブ)が運営されており、小学校の統合再編に伴い、学童保育所の適切な整備・運営について検討していく予定である。

以下に統合対象校、計画地、主要な町内施設の位置を示す。



小学校と主要施設の配置状況

(2) 令和5年度児童数及び学級数

	東第一小	東第二小	南 小	西 小	北 小	西が丘小
児童数	156 人	36 人	141 人	126 人	88 人	79 人
通常学級数	6 学級	4 学級 (複式)	6 学級	6 学級	6 学級	6 学級
特別支援 学級数	3 学級	1 学級	2 学級	3 学級	2 学級	1 学級

【令和5年各校学校要覧より抜粋】

(3) 小学校別児童数の将来予測

(単位：人)

学校名	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和5~10 年度増減
東第一小	156	161	150	138	136	134	△22
東第二小	36	35	31	34	31	29	△7
南 小	141	132	128	122	118	106	△35
西 小	126	113	110	117	110	103	△23
北 小	88	84	75	68	57	61	△27
西が丘小	79	76	71	75	71	70	△9
計	626	601	565	554	523	503	△123

(4) 学年別児童数の将来予測

(単位：人)

学年	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和5~10 年度増減
1 年	95	93	74	89	73	79	△16
2 年	99	95	93	74	89	73	△26
3 年	104	99	95	93	74	89	△15
4 年	100	104	99	95	93	74	△26
5 年	110	100	104	99	95	93	△17
6 年	118	110	100	104	99	95	△23
計	626	601	565	554	523	503	△123

※(3)(4)の表 推計の方法

児童の将来推計については、令和6年度以降の就学見込みを、調査基準日（令和5年5月1日）に住居登録のある0歳から5歳までの人口を行政区ごとに算出し、それを基に集計している。

なお、児童数の推移については、令和5年度の人数がそのまま進級することを前提とする。

(5) 統合対象小学校・対象施設調査概要

1) 統合対象小学校の教育目標・方針等

	東第一小学校	東第二小学校	南小学校
学校教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○かながえる子(知) ○こころゆたかな子(徳) ○たくましい子(体) 	<ul style="list-style-type: none"> ○心のあたたかい子 ○すすんで学ぶ子 ○がんばりのきく子 	<ul style="list-style-type: none"> ○進んで学ぶ子 ○心豊かでやさしい子 ○元気な子
学校経営方針	<ul style="list-style-type: none"> ○教師の個性と組織力を生かした教育により、一人一人の児童のよさや可能性を最大限に伸ばす教育活動を充実させ、知・徳・体のバランスのとれた児童の育成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人との関わりを大切に、人間性豊かな児童を育成する学校づくり ○児童に学ぶ喜びを味わわせる学校づくり ○がんばりぬく力を育て活力ある学校づくり ○小規模校の特性を生かし、地域に根ざした特色ある学校づくり ○教職員の専門職としての能力が発揮できる学校づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供たち一人一人が大切にされ、互いに尊重し合う心を育む教育を推進する。 ○学ぶ楽しさと、できた喜びを実感させ、子供たちに確かな学力を身につけさせる。 ○子供たちがいきいきと生活できる環境を整え、安全と安心を保障する。 ○全教職員が情熱と挑戦への意欲を発揮しながら教育活動に全力を尽くし、保護者・地域からの信頼を築く
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの笑顔あふれ、保護者・地域から信頼される学校 ～3合い「認め合い・助け合い・高め合い」の仲間づくりをとおして～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○温かさあふれる豊かな人間関係が構築できる学校 ○学ぶ喜びあふれる授業が展開される学校 ○元気あふれるじょうぶな身体がつくれる学校 ○安全で安心あふれる環境が整備された学校 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供たちが主体的に学び活動する学校 ○教職員が協働して教育活動を創造する学校 ○保護者・地域との連携を深め、信頼される学校
教育の特色・方針	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎・基本を確実に身に付け、互いに高め合う児童の育成 ○豊かな感性・感覚を磨き、互いのよさを認め合い、助け合う児童の育成 ○たくましい心と体を鍛え、最後まで根気よく挑戦する児童の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心の育成 ～お互いを認め合える子に～ ○確かな学力の育成 ～わかる授業の創造～ ○たくましい心と体の育成 ～ねばり強く取り組む子に～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学力の向上 ○豊かな心の醸成 ○健康の保持・増進

西小学校	北小学校	西が丘小学校
<ul style="list-style-type: none"> ○やさしく(徳) ○かしこく(知) ○たくましく(体) 	<ul style="list-style-type: none"> ○かしこい子(知) ○やさしい子(徳) ○たくましい子(体) 	<ul style="list-style-type: none"> ○やさしさいっぱい(徳) ○かしこさいっぱい(知) ○げんきいっぱい(体)
<ul style="list-style-type: none"> ○子供を「伸ばし」「生かし」「鍛える」学校づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・保護者・地域住民に信頼され、誰もが誇りに思う学校 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学ぶ楽しさにあふれ、児童も教職員も一人一人が輝く、「ありがとう」いっぱいの学校」
<ul style="list-style-type: none"> ○子供を「伸ばし」「生かし」「鍛える」学校 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域とともに子供を「伸ばし」「生かし」「鍛える」学校 	<ul style="list-style-type: none"> ○「わかる」授業を行い、児童一人一人を伸ばす学校 ○児童の主体的な「発言」や「行動」を大切にする学校 ○保護者・地域・社会との連携を深める学校
<ul style="list-style-type: none"> ○温かい学級経営の一層の充実 ○特別活動の一層の充実 ○特別支援教育の視点を中心に添えた教育指導を全校で展開 ○「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善の推進 ○ICT 機器を積極利活用した授業の在り方の研究及び実践の推進 ○寄り添い、共感し、自己決定を促す「教育相談体制」の構築 ○学校ホームページによる積極的な情報発信及び YouTube やマチコミタイムライン機能を活用した情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力の育成 ○豊かな心の育成 ○たくましい体の育成 ○開かれた学校づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○やさしさいっぱい(徳) しっかりと返事、進んで挨拶ができる子 ○かしこさいっぱい(知) 自分の考えをしっかりと言える子 ○げんきいっぱい(体) 心も体もたくましく、がまん強い子

2) 統合対象小学校及び吉見中学校の規模等一覧表

	吉見中学校	東第一小学校	東第二小学校	
① 位置	吉見町大字下細谷1番地	吉見町東野5丁目20番地1	吉見町大字江和井1555番地	
② 敷地面積	36,074 m ²	15,495 m ²	12,081 m ²	
③ 運動場面積	20,319 m ²	8,529 m ²	5,824 m ²	
④ 校舎必要面積	4,813 m ²	2,804 m ²	1,875 m ²	
校舎保有面積	7,042 m ²	3,348 m ²	2,028 m ²	
⑤ 屋内運動場必要面積	1,138 m ²	894 m ²	894 m ²	
屋内運動場保有面積	1,527 m ²	1,039 m ²	686 m ²	
⑥ 児童生徒数	338人	156人	36人	
普通学級数	9学級	6学級	4学級(複式)	
特別支援学級数	2学級	3学級	1学級	
教室 まわり	普通教室	675 m ² 10室	383 m ² 6室	256 m ² 4室
	多目的室/学習室	—	128 m ² 2室	64 m ² 1室
	少人数教室	615 m ² 7室	64 m ² 1室	—
	オープンスペース	—	—	—
	教材室/資料室	95 m ² 3室	64 m ² 4室	—
P C 等	特別支援学級	135 m ² 2室	191 m ² 3室	32 m ² 1室
	図書室	119 m ² 1室	116 m ² 1室	96 m ² 1室
	PC室	108 m ² 1室	64 m ² 1室	36 m ² 1室
特別 教室	視聴覚室	—	—	—
	生活科室	—	64 m ² 1室	—
	理科室	203 m ² 2室	64 m ² 1室	92 m ² 1室
	理科準備室	72 m ² 2室	13 m ² 1室	36 m ² 1室
	観察室/展望スペース	16 m ² 1室	—	—
	音楽室	203 m ² 2室	106 m ² 1室	96 m ² 1室
	音楽準備室	72 m ² 2室	50 m ² 1室	32 m ² 1室
	美術室	203 m ² 2室	—	—
	美術準備室	72 m ² 2室	—	—
	図工室	—	76 m ² 1室	92 m ² 1室
	図工準備室	—	30 m ² 1室	36 m ² 1室
	展示室/郷土資料室	—	64 m ² 1室	—
	技術室	252 m ² 2室	—	—
	技術準備室	72 m ² 2室	—	—
	家庭科室	216 m ² 2室	96 m ² 1室	92 m ² 1室
家庭科準備室	72 m ² 2室	45 m ² 1室	36 m ² 1室	
生活 諸 室	集会室/ホール	53 m ² 1室	—	96 m ² 1室
	特別活動室/英語室	—	—	64 m ² 1室
	生徒会/児童会室	33 m ² 1室	64 m ² 1室	—
	昇降口	59 m ² 1室	98 m ² 1室	69 m ² 1室
	配膳室	36 m ² 4室	48 m ² 3室	11 m ² 1室
管理 諸 室	校長室	34 m ² 1室	32 m ² 1室	—
	事務室	34 m ² 1室	—	—
	主事室/用務員室	32 m ² 1室	32 m ² 1室	—
	職員室	157 m ² 1室	61 m ² 1室	64 m ² 1室
	印刷室	30 m ² 1室	15 m ² 1室	29 m ² 1室
	放送室	40 m ² 1室	15 m ² 1室	11 m ² 1室
	会議室/研修室	108 m ² 1室	(屋内運動場に含む)	—
	更衣室	32 m ² 1室	15 m ² 1室	43 m ² 2室
	休憩室	32 m ² 1室	—	—
	給湯室	—	—	(印刷室に含む)
保 健	ボランティア室	—	—	—
	その他資料室/準備室	574 m ² 15室	32 m ² 1室	67 m ² 4室
	玄関	9 m ² 1室	36 m ² 1室	(昇降口に含む)
保健室	79 m ² 1室	32 m ² 1室	28 m ² 1室	
教育相談室	97 m ² 2室	—	—	
廊下階段WC付属等	2,403 m ²	1,250 m ²	550 m ²	

南小学校	西小学校	北小学校	西が丘小学校
吉見町大字久保田942番地2	吉見町大字和名50番地	吉見町大字地頭方441番地	吉見町大字南吉見2074番地3
17,217 m ²	19,925 m ²	14,436 m ²	19,765 m ²
8,400 m ²	9,900 m ²	7,079 m ²	7,660 m ²
2,804 m ²	3,479 m ²	2,804 m ²	3,107 m ²
3,558 m ²	4,337 m ²	2,745 m ²	3,876 m ²
894 m ²	894 m ²	894 m ²	894 m ²
915 m ²	883 m ²	908 m ²	1264 m ²
141人	126人	88人	79人
6学級	6学級	6学級	6学級
2学級	3学級	2学級	1学級
378 m ² 6室	378 m ² 6室	378 m ² 6室	384 m ² 6室
—	—	—	—
63 m ² 1室	63 m ² 1室	—	64 m ² 1室
—	450 m ² 4室	—	—
32 m ² 1室	—	32 m ² 1室	—
149 m ² 2室	189 m ² 3室	126 m ² 2室	128 m ² 2室
63 m ² 1室	95 m ² 1室	114 m ² 1室	96 m ² 1室
63 m ² 1室	63 m ² 1室	63 m ² 1室	128 m ² 1室
—	—	—	—
101 m ² 1室	63 m ² 1室	—	64 m ² 1室
86 m ² 1室	91 m ² 1室	114 m ² 1室	102 m ² 1室
32 m ² 1室	41 m ² 1室	(理科室に含む)	41 m ² 1室
—	—	—	68 m ² 1室
101 m ² 1室	125 m ² 1室	114 m ² 1室	99 m ² 1室
41 m ² 1室	(音楽室に含む)	(音楽室に含む)	42 m ² 1室
—	—	—	—
—	—	—	—
63 m ² 1室	91 m ² 1室	114 m ² 1室	99 m ² 1室
32 m ² 1室	41 m ² 1室	(図工室に含む)	33 m ² 1室
—	57 m ² 1室	63 m ² 1室	—
—	—	—	—
—	—	—	—
101 m ² 1室	91 m ² 1室	114 m ² 1室	97 m ² 1室
41 m ² 1室	41 m ² 1室	(家庭科室に含む)	36 m ² 1室
—	198 m ² 2室	—	229 m ² 1室
—	—	63 m ² 1室	64 m ² 1室
63 m ² 1室	63 m ² 1室	63 m ² 1室	(少人数教室に含む)
32 m ² 1室	99 m ² 1室	59 m ² 2室	210 m ² 1室
8 m ² 1室	57 m ² 2室	8 m ² 1室	47 m ² 3室
32 m ² 1室	31 m ² 1室	32 m ² 1室	32 m ² 1室
—	—	—	—
—	—	—	14 m ² 1室
63 m ² 1室	103 m ² 1室	77 m ² 1室	122 m ² 1室
32 m ² 1室	27 m ² 1室	—	22 m ² 1室
—	32 m ² 1室	—	30 m ² 1室
95 m ² 2室	63 m ² 1室	63 m ² 1室	64 m ² 1室
32 m ² 1室	13 m ² 1室	32 m ² 1室	36 m ² 3室
—	—	—	—
32 m ² 1室	22 m ² 1室	—	6 m ² 1室
32 m ² 1室	—	—	—
126 m ² 2室	310 m ² 7室	63 m ² 1室	183 m ² 7室
(昇降口に含む)	(昇降口に含む)	(昇降口に含む)	(昇降口に含む)
63 m ² 1室	49 m ² 1室	32 m ² 1室	64 m ² 1室
28 m ² 1室	32 m ² 1室	63 m ² 1室	19 m ² 1室
1,574 m ²	1,359 m ²	958 m ²	1,253 m ²

※面積はすべて学校施設台帳（令和4年度）
 ※面積表は、屋内運動場、付帯施設を除く校舎面積
 ※児童生徒数・学級数は学校要覧（令和5年度）による
 ※各室面積は合計値

6. 施設整備の基本的な考え方

吉見町が目指す学校施設の建設にあたっては、社会情勢の変化や町の上位計画・関連計画等、小学校の現況、アンケート調査結果、ワークショップでの意見等を踏まえ、以下のとおり統合小学校の施設整備の方向性を示す。

(1) 施設整備コンセプト

6校の和のもとに 未来へつなく 希望の学び舎

6校の和のもとに

長年にわたって築いてきた文化や歴史を継承し、6校の融和と調和のとれた学校を目指します。

未来へつなく

新しい時代の学びを実現する教育環境の充実を図り、子どもたちを未来へつなく学校を目指します。

希望の学び舎

子どもたちが心に描く夢の実現に向かって、笑顔で希望に満ちあふれる学校を目指します。

(2) 施設整備方針の6つの柱

施設整備コンセプトをもとに、以下の施設整備方針を示す。

■まなぶ

- ・多様な学習内容・学習形態に対応し、主体的、協働的な学習を支える施設とする。
- ・学校施設全体を学びの場として捉え、「わくわく感」のある施設とする。
- ・中学校との一体的な敷地を活かし、小・中の連携・交流が図れる施設とする。

■うるおい

- ・一人ひとりの居場所が見つかる多様性のある施設とする。
- ・明るく風通しがよく、児童や教職員が快適に過ごせる施設とする。

■やさしさ

- ・誰もがストレスなく活動でき、誰にでも優しく使いやすい施設とする。
- ・児童や教職員等の状態や特性等を踏まえ、柔軟に対応できる安全な施設とする。

■むすぶ

- ・学校・家庭・地域との連携による特色ある教育活動が展開できる施設とする。
- ・6校の歴史や伝統を継承し、地域への愛着や誇りを育める施設とする。

■まもる

- ・地域の安心を支える防災拠点となる施設とする。
- ・防犯性に優れ、安心して過ごせる施設とする。

■つなぐ

- ・自然エネルギーの活用や省エネルギー化など、環境に優しい施設とする。
- ・永く快適に利用でき、維持管理しやすい施設とする。



7. 計画地の概要

(1) 計画地及び周辺の状況

計画地は、吉見町のほぼ中央に位置し、周辺には、町民会館、町民体育館、ふれあい広場、図書交流館などの社会教育施設が立地している。

計画地北側は、武道館、よしみ幼稚園、県指定史跡の息障院（伝範頼館跡）、南側は給食センター、西側は田畑に隣接しており、東側は主要地方道東松山鴻巣線（県道 27 号線）と県道今泉東松山線（県道 271 号線）を結ぶ県道小八林久保田下青鳥線（県道 345 号線）に接続している。

東・西・北側と南側の一部が道路に接し、北側に校庭とテニスコート、南側に中学校校舎・体育館・プールと駐車場・駐輪場が配置されている。正門は東側に配置されており、道路を挟んだ飛び地（計画地の一部）は、保護者による生徒の送迎でも利用する駐車場となっている。

また、計画地は、荒川水系の洪水浸水想定区域に指定されており、1000年に1度の想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水による想定浸水深は、3.2mと予測されている。



計画地及び周辺の状況

(2) 敷地概要

項目	内容
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷1番地（現吉見中学校敷地）
敷地面積	約 36,000 m ² （施設台帳による）
都市計画区域	市街化調整区域（無指定）
建蔽率	60%
容積率	100%
道路斜線	適用距離 20m、勾配 1.5
隣地斜線	基準高さ 20m、勾配 1.25
防火規制	なし
日影規制	4時間-2.5時間／測定面 4m（高さ 10mを超える場合）
接道条件	北側道路：町道 7634 号線 幅員 6.37～7.10m 北側突き当り道路：町道 7649 号線 幅員 6.22m 東側道路：町道 7650 号線 幅員 7.33～9.39m 南側道路：町道 7678・7894 号線 幅員 4.32～6.35m 西側道路：町道 7685 号線 幅員 5.96～8.56m

(3) インフラ整備状況

項目	内容
給水	町上水道 【吉見中学校の利用状況】 ・東側道路に敷設の配水管（φ100）から、敷地内敷設の給水管（φ50）1ヶ所で引込み供給 ・校舎北側地上部に受水槽を設置 ・教室管理棟屋上に高架水槽を設置
汚水排水	東側道路の農業集落排水施設（雨水排水不可）に接続予定 【吉見中学校の利用状況】 ・汚水は、敷地西側の合併処理浄化槽で処理 ＊農業集落排水施設に接続予定 ・プール排水は、東側水路に直放流
ガス	プロパンガス 【吉見中学校の利用状況】 ・特別教室棟横にプロパンガス保管庫を設置
電力	周囲の道路から引き込み可能 【吉見中学校の利用状況】 ・電力は、西側道路から引き込み、敷地西側の屋外キュービクルに受電 ・弱電は、敷地東側の電柱から敷地内に引き込み

(4) 主な関連法令

関係法令等	関連内容の概要
建築基準法関係法令	<ul style="list-style-type: none">・ 埼玉県建築基準法施行規則関連・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関連
都市計画法関係法令	<ul style="list-style-type: none">・ 開発行為の許可及び技術基準関連
埼玉県条例	<ul style="list-style-type: none">・ 埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例・ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例・ 埼玉県福祉のまちづくり条例・ 埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱
吉見町開発行為等指導要綱	<ul style="list-style-type: none">・ 消防水利関連・ 埋蔵文化財関連

その他、建築基準法関連法令、消防法関連法令、埼玉県・吉見町の条例等、関係法令については、設計時に関係各課と再度協議を行うものとする。

第三章 基本計画

1. 基本計画の概要

基本計画は、基本構想における施設整備コンセプト・施設整備方針に基づき、統合小学校の配置計画、施設計画、構造計画、設備計画等に関する基本的な考え方を整理し、設計等の指針とする。

2. 施設規模

(1) 計画児童数

令和10年度の将来予測児童数（503名）を基準とし、計画を進める。

なお、令和10年度以降の児童数の推移予測は、第六次吉見町総合振興計画に準拠する。

(2) 計画学級数

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の学級編制の標準に合わせて、35人/学級とし、特別支援学級は、8人/学級を上限とする。

学年等	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級
編制の標準（人/学級）	35						8
令和10年度予測児童数（人）	79	73	89	74	93	95	—
学級数（学級）	3	3	3	3	3	3	5

(3) 計画面積

計画面積は、「公立学校施設整備費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」の補助対象面積に基づいて算出する。

学級数は、前項に示した学級編制の標準を基準とし、多目的室及び少人数学習室を設けることを前提として、特別支援を含む小学校段階の学級数に応じた必要面積に加算率1.180を乗じた面積を本計画の計画面積とする。屋内運動場（以下、「体育館」という。）の面積は、学級数に応じた必要面積を本計画の計画面積とする。

■校舎（学級数に応じる校舎必要面積）				
普通教室	18学級（N）	5,000	+ 173 × (N-18)	= 5,000 m ²
特別支援学級	5学級		× 168	= 840 m ²
計				5,840 m ²
※多目的室及び少人数授業用教室加算				
		5,840	× 1.180	= 6,891 m ²
■体育館（学級数に応じる体育館必要面積）				1,215 m ²
校舎の計画面積		: 6,891 m²	体育館の計画面積 : 1,215 m²	

(4) 特別教室数

特別教室は、「学校教育法施行規則第 51 条別表第 1」の授業時数を標準とし、学年あたりの学級数を 3 として、運用方法に応じ、それぞれ必要数を算出する。

なお、時間割の組みやすさを考慮して、利用率を 80%以下とする教室数を確保する。

特別教室名	運用方法	必要数
理科室	原則として、3 年以上が使用するものとする。	2
生活科室	原則として、2 年以下が使用するものとする。	1
音楽室	原則として、2 年以下は他教室で行い、3 年以上が使用するものとする。	1
図工室※	原則として、2 年以下は他教室で行い、3 年以上が利用するものとする。	1
家庭科室※	原則として、5 年以上が使用するものとする。	1
外国語学習室 (特別活動室)	原則として、3 年以上が使用するものとする。	1

※中学校の特別教室(美術室 1 室及び家庭科室 1 室を改修する等)との共用を検討する。

■参考：特別教室の算出根拠

教科等 (学年)		週間授業時数	補助数値	必要室数 (利用率)	備考
理科	3~6 年	34.7	1.6	2 (64.3%)	
生活	1~2 年	17.7	0.8	1 (65.6%)	
音楽	3~6 年	18.9	0.8	1 (70%)	
図画工作	3~6 年	18.9	0.8	1 (70%)	小中共用の検討
家庭	5~6 年	9.9	0.5	1 (36.7%)	小中共用の検討
外国語学習	3~6 年	18	0.8	1 (66.7%)	

※週間授業時数は、対象学年のそれぞれの教科等の合計授業時数×3 学級÷35 週の小数第 2 位を四捨五入して算出

※補助数値は、必要室数算出のための数値

利用率が 80%以下となるよう、週間授業時数÷27 時間÷0.8 の小数第 2 位を四捨五入して算出

※27 時間は、4~6 年の週当たりの授業時数 29 時間－2 時間 (特別の教科道徳・特別活動) として設定

※必要室数は、補助数値の小数第 1 位を切り上げて算出

※利用率は、週間授業時数÷27 時間÷必要室数×100 の小数第 2 位を四捨五入して算出

※外国語学習は、3・4 年の外国語活動、5・6 年の外国語をあわせたものとして表記

(5) 既存建築物の取扱い

既存の中学校校舎は、一部を除き利用を継続する。統合小学校の新校舎の建設にあたり、既存の中学校校舎の一部（プレハブ校舎、北東校舎）は解体を行い、駐輪場、部室棟、外トイレ等を解体する場合は、現状に合わせた同機能の施設を再整備する。

また、校庭の表層・排水改修及び敷地外周部の囲障や防球ネットの改修（既存利用も含む）を行うとともに、既存の中学校昇降口ホールは、駐輪場や駐車場の位置を考慮し、必要に応じて改修する。



敷地現況図・既存建築物の取扱い

3. 室・スペース面積構成表

前項までの計画条件をもとに、目標とする室・スペース面積構成案を下記に示す。設計においては、中学校校舎の活用や各諸室の配置計画等に応じた面積構成とする。

(1) 校舎

			コマ数	数	計	備考
教室まわり	普通教室 18学級	1年 学級教室	1.0	3	3.0	教師コーナー等を設置する
		2年 学級教室	1.0	3	3.0	教師コーナー等を設置する
		生活科室	1.0	1	1.0	主に生活科で利用、流し台を設置する
		オープンスペース	2.0	1	2.0	教師・教材コーナーを含む
		3年 学級教室	1.0	3	3.0	
		4年 学級教室	1.0	3	3.0	
		オープンスペース (少人数・多目的)	2.0	1	2.0	少人数対応、教師・教材コーナーを含む
		5年 学級教室	1.0	3	3.0	
		6年 学級教室	1.0	3	3.0	
	オープンスペース (少人数・多目的)	2.0	1	2.0	少人数対応、教師・教材コーナーを含む	
特別支援まわり	学級教室 5学級		0.6	5	3.0	
	ブレイルーム		1.0	1	1.0	
	通級指導教室		1.0	1	1.0	
	共通	トイレ・水場・ 相談コーナー	0.4	1	0.4	
特別教室等	ラーニング センター (*4)	開架書架	3.0	1	3.0	司書コーナー、閲覧スペース等を含む
	外国語	外国語学習室 (特別活動室)	1.0	1	1.0	
	理科	理科室	1.5	2	3.0	
		準備室	0.5	2	1.0	
	音楽	音楽室	1.8	1	1.8	楽器保管庫、練習室を含む
		準備室	0.5	1	0.5	
	創作	図工室	1.5	1	1.5	※小中共用の検討
		準備室	0.5	1	0.5	
	家庭	家庭科室	1.5	1	1.5	試食・被服作業コーナー等を含む ※小中共用の検討
		準備室	0.5	1	0.5	
多目的ホール		2.0	1	2.0	学年集会等を想定	
特別活動等・共用部分	児童会室		0.5	1	0.5	
	放送室		0.3	1	0.3	スタジオ(児童や教職員の活動スペース)を想定
	昇降口		1.5	1	1.5	
	児童用トイレ		0.7	6	4.2	各学年1ヶ所、バリアフリートイレは各階1ヶ所
	児童更衣室		0.5	3	1.5	
	配膳室		0.3	3	0.9	

*4：従来の図書室の本を読むだけでなく、主体的な学習を支援する学習スペースや情報の収集・選択・活用能力を育成する機能を加えた特別教室

		コマ数	数	計	備考
管理諸室	職員室	3.0	1	3.0	教職員席数想定 40 人×5 m ² /人程度 相談・休憩コーナーを含む
	校長室	1.0	1	1.0	応接室を含む
	事務室	0.5	1	0.5	給湯、事務資料、金庫スペースを含む
	主事室	0.5	1	0.5	作業倉庫を含む
	印刷室	0.5	1	0.5	
	会議室	1.5	1	1.5	職員会議を想定
	職員更衣室	0.5	2	1.0	
	職員来客用トイレ	0.7	1	0.7	バリアフリートイレ
	職員来客用昇降口	0.5	1	0.5	
保健・相談	保健室	1.0	1	1.0	
	教育相談室	0.4	1	0.4	
	校内適応指導教室	0.3	1	0.3	日本語指導教室としても使用することを想定
防災	防災倉庫	0.5	1	0.5	屋外から直接利用(防災資機材庫含む)
その他	P T A・地域 P T A室	0.4	1	0.4	
	機械室・学校倉庫	2.5	1	2.5	

* 廊下・階段は、全体面積の概ね 30%程度を想定

* 1 教室（1 コマ）の広さは、70 m²程度を想定（現在の町内小学校の 1 教室の広さは、64 m²程度）

（２）体育館

		面積	備考
体育館	アリーナ	768	バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 2 面
	ステージ	150	アリーナに附属、控えスペースを含む
共通	器具庫	100	
	トイレ	50	
	更衣室	50	
	防災備蓄庫	50	体育館、防災広場等との関係を考慮
	通路・ホール等	適宜	

■その他

- ・プール・校庭・屋外施設等については、第三章の計画目標による

(3) 室・スペース構成イメージ

普通教室（18級）



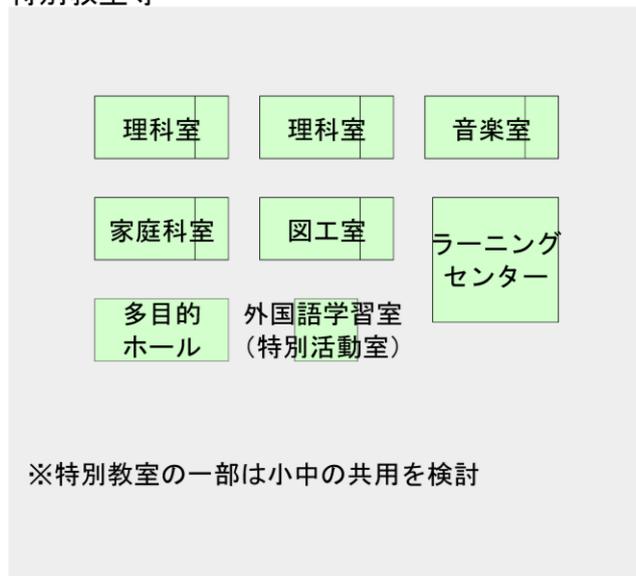
管理諸室



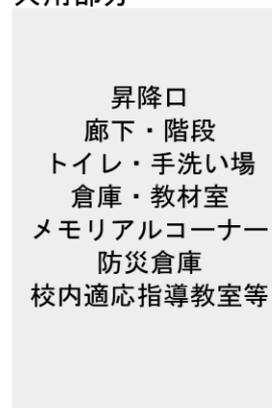
その他諸室



特別教室等



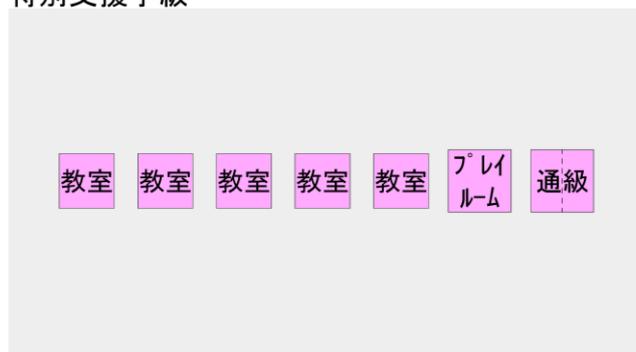
共用部分



体育館



特別支援学級



屋外施設



4. 計画目標

(1) 配置計画

1) 門・アプローチ等

[正門・登校門]

- ・ 徒歩・自転車・自動車の分離を図り、安全に登下校できる門・アプローチ計画とする。
- ・ 正門は、既存と同位置とし、児童生徒の主な登校門として安全面に配慮した計画とする。

[車両門]

- ・ 車両門は、登校門とは別に設け、周辺の道路状況や近隣への影響を考慮した配置とする。
- ・ メンテナンス門は、校庭に直接出入り可能な配置（既存門の再整備を含む）とする。

[正門・登校門から昇降口までのアプローチ]

- ・ 児童生徒が共用可能な計画とする。
- ・ 昇降口は、校庭と行き来しやすい配置とする。

2) 校舎・体育館

- ・ 校舎は、3階建てを基本とし、高さ制限や周辺への影響、普通教室等の自然採光や通風に配慮した配置及び高さとする。
- ・ 校舎は、既存の中学校校舎と連携がしやすい配置とする。
- ・ 校舎は、校庭と行き来しやすい配置とする。
- ・ 体育館は、校舎や普通教室等への自然採光や通風に影響がない配置とする。
- ・ 正門から中学校昇降口(校舎)が見えるように配慮した配置とする。

3) 校庭・遊び庭

[校庭]

- ・ 校庭には、小学校・中学校ともに200mトラック及び100m直走路を確保する。
- ・ 野球場、サッカー場、ソフトテニスコートを整備し、各競技エリアの重なりが少ない配置とする。
- ・ 屋外活動・部活動等に利用できる倉庫、水場、トイレ等を整備する。
- ・ 競技エリアの配置に応じた防球ネット（既存利用・改修を含む）を計画し、防砂・防塵対策を検討する。
- ・ 菜園スペースを整備する。

[遊び庭]

- ・ 子どもたちが安全で安心して、わくわく・のびのび活動できるよう整備する。
- ・ 昇降口から利用しやすく、管理諸室から視認しやすい位置に整備する。
- ・ 校庭の競技エリアと重ならない位置とし、児童が安全に遊べる領域を確保する。
- ・ 児童の発達段階、利用状況等に応じて十分安全であるとともに、運動技能の向上につながる計画とする。
- ・ 遊び庭の舗装材は、事故やケガをしないよう考慮した計画とする。(天然芝・人工芝等を含む)
- ・ 遊具は、鉄棒、滑り台、ブランコ、雲梯、のぼり棒等を整備する。

4) 駐車・駐輪・交通

[駐車場]

- ・小中学校の教職員や来校者用に整備する。
- ・学校行事等で必要な保護者用の駐車スペースは、敷地外も含め、できる限りの確保に努める。

[駐輪スペース]

- ・駐輪場は、安全面に配慮した位置に 350 台程度整備する。
- ・駐輪場から中学校昇降口までのアプローチを確保し、歩行者と自転車が安全に移動できる計画とする。

[バスロータリー]

- ・児童の安全性、利便性を考慮した計画とする。
- ・屋根付き乗降スペースを確保する。

[交通]

- ・歩車分離を徹底した計画とする。
- ・工事中の児童生徒等の安全が確保できる計画とする。

5) その他

- ・既存の緑地を活かした計画とし、現在の豊かな緑の環境の維持に努める。
- ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」による必要緑地面積に配慮した計画とする。
- ・給食センターと統合小学校を接続する屋内通路（配膳動線）の整備を見据えた計画とする。
- ・学童保育所は、校舎の整備にあわせ、武道館を解体し整備することを踏まえた計画とする。

(2) 施設計画

1) 全体計画

[施設構成]

- ・小中の校舎をつなぎ、日常的に小中の連携が行える施設構成とした計画とする。
- ・既存の中学校校舎の改修は、最小限の法令適合、諸室計画に基づく範囲とする。

[動線計画]

- ・各教室から、特別教室、体育館等の共用スペースに、他学年の教室前を通過せずに移動できる動線を確保する。
- ・集会等、全校での移動を考慮し、安全に移動できる廊下・階段等の幅、移動経路を計画する。
- ・廊下・階段等は、曲がり角の見通しを確保した計画とする。
- ・既存の中学校校舎と統合小学校を行き来できる屋内の渡り廊下を整備する。

[ゾーニング]

- ・学年のまとまりをもった配置とする。
- ・発達段階・体格の違い等を考慮し、学年ごとの生活圏を意識した計画とする。
- ・図書室は、ラーニングセンターを構成し、主体的・対話的で深い学びの拠点と位置づけ、学校を中心とした計画とする。
- ・特別教室は、教科のまとまりと動線を意識した配置とする。
- ・管理諸室は、まとまりをもって配置し、教職員の活動が円滑に行える計画とする。
- ・地域利用や休日等の校舎利用ゾーンを設定し、適切な管理ができる計画とする。

2) 普通教室・特別支援教室

[普通教室まわり]

- ・タブレット端末の使用に対応した机・椅子 35 席(学級編制の標準)を適切に配置できる計画とする。
- ・教室利用の自由度が確保できるよう整形の教室形状とした計画とする。
- ・教室前面は、収納棚、ICT 教育設備(大型モニターの設置、プロジェクター等)を充実させ、教えやすく学びやすい環境となる計画とする。
- ・タブレット端末の充電スペースを確保した計画とする。
- ・個人、学年に応じた持ち物が収納できる十分なロッカースペース(水筒置き場等)を確保した計画とする。
- ・教室内外の掲示面を充実させた計画とする。
- ・低学年には生活科室、中・高学年には少人数教室を用意し、各教室と連携・一体利用できる計画とする。
- ・廊下やホールなどの共有部に憩いの場となるベンチコーナーや居場所となる小空間の設置など、潤いのある生活環境に配慮した計画とする。
- ・児童用の更衣室は、低・中・高学年ごとに計画する。

[特別支援教室まわり]

- ・低層階にまとめ、普通教室や職員室等に行きやすい配置とする。
- ・8人(学級編制の標準)の児童がゆとりをもって活動できる教室を整備する。
- ・大きな部屋を小分けにし、多様な形態で利用できる環境を整備する。
- ・ロッカースペース、教材・道具の収納棚が充実した計画とする。
- ・教師コーナー、プレイルーム、相談コーナーを整備する。
- ・クールダウンができる教室以外のスペースを整備する。
- ・落ち着いて学習に取り組めるよう光・音などの環境づくりに配慮した計画とする。

3) ラーニングセンター

- ・各教室から利用しやすく、図書を身近に感じ、触れやすい位置に配置する。
- ・ブラウジングコーナー(*5)、ソファ等を設置し、気軽に本と向き合える魅力的で居心地のよい空間づくりに配慮した計画とする。
- ・魅力的な書架配置となる配架計画とする。
- ・図書と ICT 教材を使用し、1 学級で授業等が可能な学習・閲覧スペースを計画する。
- ・調べ学習等ができる自主学習スペースを整備する。
- ・異学年が交流できる場として、多様な居場所を計画する。

4) 多目的ホール

- ・各教室から利用しやすい位置に、学年集会や異学年交流、軽運動等が可能な広さを確保する。
- ・中学校との共用や定期的な交流に配慮し、中学校校舎から利用しやすい配置とする。

*5:くつろいで本を読める小空間・コーナー等

5) 特別教室

- ・教科の特性に応じ、多様な活動に対応する充実した教室となるよう計画する。
- ・実習や実験等の活動に適した施設設備や什器、備品を整備する。
- ・展示・掲示・相談等のコーナーを整備し、教科の魅力が感じられる空間となるよう計画する。
- ・小学校のカリキュラムを踏まえ、主に利用する学年が利用しやすい位置に配置する。
- ・中学校の特別教室の利用状況を踏まえ、共用に配慮した計画とする。

6) 共用スペース

【昇降口】

- ・学年ごとの下足棚を整備し、体格に配慮した計画とする。
- ・一斉移動に対応する通路空間を確保し、履き替え線を明確にした計画とする。
- ・車いす利用者等に対応し、スロープの設置等、段差の解消に配慮した計画とする。
- ・教職員・来客用玄関は、昇降口とは別に確保する。

【トイレ・手洗い場】

- ・自然採光や通風を確保し、明るく快適で、誰もが利用しやすいトイレ空間を整備する。
- ・カラーコーディネートや意匠等を工夫した計画とする。
- ・バリアフリートイレは各階に配置する。
- ・トイレは、学年ごと、フロアやゾーンごとに利用者を設定し、適切な位置に配置するとともに、想定利用者数に応じて SHASE-S 206(*6)の器具数算定表に基づき、衛生機器を整備する。
- ・出入口は、ドアレスとし、トイレ内が見えないように工夫するとともに、個室はプライバシーに配慮した計画とする。
- ・手洗い場は、学年ごと、フロアやゾーンごとに整備し、歯磨き指導等の衛生指導や清掃に対応するほか、各教科に必要な水栓数の確保や学齢に応じた流しの高さに配慮した計画とする。
- ・トイレや手洗い場等の水まわりは、掃除がしやすく、いつでも清潔に使えるようにし、汚れにくい仕上材の選定や掃除道具等の収納を考慮した計画とする。

7) 管理諸室

【職員室】

- ・教職員が連携しやすく、働きやすい快適な執務環境を確保する。
- ・校内の日常的な安全管理と水害対策を考慮した計画とする。
- ・校長室と隣接し、児童の登下校や校庭等への見通しを考慮した配置とする。
- ・各教室と行き来しやすい配置にするとともに、特別支援学級と連携しやすい配置とする。
- ・学年ごとの机のまとまりで執務スペースを構成し、教職員全員が集まって会議ができるよう計画する。
- ・執務スペースから利用しやすい位置に休憩や相談、打合せのコーナーを整備する。
- ・児童が入りやすいように開放的な空間にするとともに、出入口の近くに児童対応の相談カウンターを設置し、教職員とコミュニケーションが取りやすい計画とする。
- ・小中の教職員の連携に配慮した計画とする。

*6: 空気調和・衛生工学会規格による給排水の衛生設備に関する規準

【校長室】

- ・学校全体の様子が感じられる位置とし、職員室に隣接した配置とする。
- ・応接、小規模の会議が可能な計画とする。

【事務室】

- ・正門、校舎の出入口、アプローチ等への見通しが確保でき、来校者の受付が行える配置とする。
- ・職員室内に一体的に整備することも検討する。
- ・校長室や職員室と連携できる配置とする。

【その他】

- ・職員室に隣接して、印刷室(教材作成スペースを含む)を整備する。
- ・教職員が一同に会議ができる会議室を整備する。

8) 保健室・相談室

【保健室】

- ・屋外から直接出入りでき、緊急車両を横付けできる1階に配置する。
- ・収納式のベッドを設置する等、簡易的な健康診断が行えるよう計画する。
- ・保健室又は隣接した位置にシャワー・トイレ等の設備を整備する。

【教育相談室】

- ・保健室と連携しやすく、児童や保護者等の動線に配慮した位置に計画する。
- ・カウンセリングしやすく落ち着いた空間づくりに考慮した計画とする。

【校内適応指導教室】

- ・保健室に隣接し、児童等の動線に考慮した計画とする。
- ・安心して過ごすことができる環境に配慮した計画とする。

9) 体育館

- ・避難所としての機能を備え、水害対策として原則2階以上に配置する。
- ・屋外から直接出入りできる出入口を設置するとともに、トイレ等の付属施設は、独立利用(避難所等)しやすい位置に整備する。
- ・出入口はゆとりを確保し、動線の集中の緩和に配慮した計画とする。
- ・一般用バスケットボールコート1面とバレーボールコート2面を基準とした計画とする。
- ・舞台装置を要するステージを整備する。
- ・アリーナに器具等が露出しないよう十分な広さを持つ器具庫を整備する。
- ・観覧スペースを検討する。

10) プール

- ・町内のB&G海洋センタープール等を使用することも検討する。

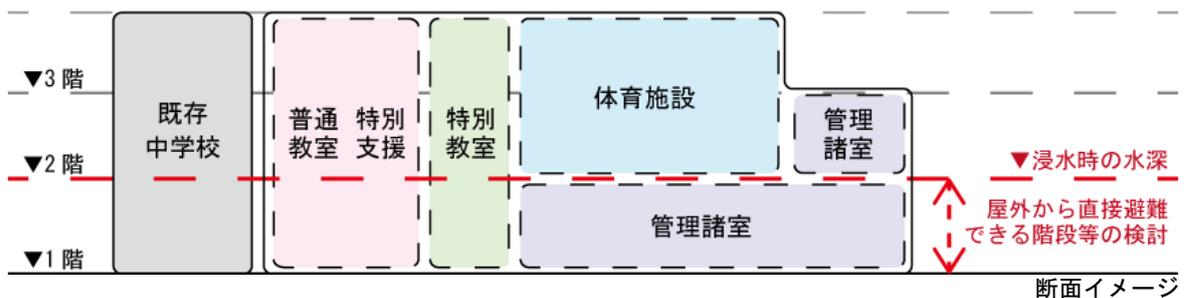
1 1) その他

[仕上計画]

- ・外装材は、耐久性・耐候性・遮熱性に優れた材とし、仕上材は、防汚性に優れ長期保全可能な仕様とする。
- ・屋上防水は、高耐久かつ長期保全可能な防水材とする。
- ・内装材は、メンテナンスや修繕が容易な機能を重視した仕上材を選定するとともに、内装や家具に木材を活用し、温かみのある空間づくりとする。
- ・浸水想定水位を考慮し、水害後、復旧が容易となるよう耐水性のある仕上材や下地材を使用するなどの対策を検討する。

[立面・断面計画]

- ・小中の校舎をつなぎ、日常的に小中連携が行える施設構成とした計画とする。
- ・職員室は、校内の日常的な安全管理と水害対策を考慮した計画する。
- ・体育館は、水害対策として原則 2 階以上に配置する。
- ・体育館アリーナは、バレーボール等の競技に必要な天井高さを考慮した計画とする。
- ・校舎は、構造体とダクトや配管ルートを検討し、各室に必要な天井高さを確保した階高とする。
- ・周辺の景観との調和に配慮した計画とする。



[バリアフリー]

- ・誰もが安全で円滑に利用できる施設計画とする。(エレベーター、バリアフリースペースの設置等)

[その他]

- ・児童が学校に通いたくなる「わくわく」するような施設や空間等を工夫した計画とする。
- ・校舎全体に掲示・展示スペースを計画する。(6校のメモリアルスペースを含む)
- ・教材、教具やイベント等で使用する備品等の収納スペースを計画する。
- ・工事中の騒音・振動、周辺地域への影響の少ない工事計画とする。
- ・中学校の教育活動に配慮した工事計画とする。

(3) 構造計画

1) 構造計画における基本的な考え方

①構造計画の性能目標

a 安全性能（災害からの安全性の向上）

- ・ 児童が学習・生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保することができる計画とする。
- ・ 大地震動（極めて稀に発生する地震動）後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、構造上十分な安全性を確保することができる計画とする。

b 耐久性能（地球環境に配慮した長寿命建築）

- ・ 経年劣化や環境条件による影響に対して十分な耐久性を確保することができる計画とする。
- ・ 建物の耐用年数は、個別施設計画に示す使用年数を目標とする。
- ・ 将来的な施設機能の変化にフレキシブルに対応できるよう、適切なスパン割、耐震要素の配置計画とする。

c 準拠する規・基準、指針等

<関係法令>

- ・ 建築基準法及び同施行令及び告示

<国土交通省>

- ・ 建築構造設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書

<日本建築学会>

- ・ 諸基準・指針

②構造体の設計方針

a 上部構造の設計方針

- ・ 建物形状は、変形、ねじれ及び力の集中等が生じることのないよう構造的に均衡のとれた形状を目指す。

b 基礎構造の設計方針

- ・ 基礎は、敷地の地盤構造を十分に理解し、上部構造を支持する計画とする。なお、杭や地盤改良を計画する際は、周辺敷地への影響に十分留意し、低騒音かつ低振動の施工が行える工法を選定する。

③耐震安全性の確保

a 構造体の耐震安全性の目標

分類	目標水準	対象とする施設	用途例	用途係数
I	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。 (2) 多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設。	・本庁舎、地域防災センター、防災通信施設 ・消防署、警察署 ・上記の附属施設（職務住宅・宿舎は分類Ⅱ。）	1.5
Ⅱ	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設。 (2) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設。 (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4) 多数の者が利用する施設。ただし、分類Ⅰに該当する施設は除く。	・一般庁舎 ・病院、保健所、福祉施設 ・集会所、会館等 ・学校、図書館、社会文化教育施設等 ・大規模体育館、ホール施設等 ・市場施設 ・備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等 ・上記の附属施設	1.25
Ⅲ	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設。	・寄宿舍、共同住宅、宿舎、工場、車庫、渡り廊下等 ※都市施設（都市計画法第11条参照）については、別に考慮する。	1.0

【出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）より】

b 非構造部材の耐震安全性の目標

分類	目標水準	対象とする施設
A	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる非構造部材の損傷、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設 (2) 危険物を貯蔵又は使用する施設 (3) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設
B	大地震動により非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	(1) 多数の者が利用する施設 (2) その他、分類A以外の施設

※屋内運動場等の大規模な空間の天井については、法令上の特定天井に加え、①高さが6mを超える天井、②水平投影面積が200㎡を超える天井のいずれかに該当する天井についても、特定天井に準じた対策を講じる。(文部科学省方針)

【出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）より】

④耐風安全性の確保

構造体	耐風性能Ⅲ類（稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている）の水準を確保するため、風圧力に対する安全性の確保は建築基準法施行令第87条に規定されている風圧力（ $V_0=30\text{m/s}$ ：吉見町）に対して、構造耐力上安全であることとする。
非構造部材	耐風性能Ⅲ類（稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている）の水準を確保するため、風圧力に対する安全性の確保は建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力（ $V_0=30\text{m/s}$ ：吉見町）に対して、構造耐力上安全であることとする。

【出典：官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）より】

⑤耐雪安全性の確保

構造体	建築基準法施行令第86条に規定される積雪荷重（垂直積雪量 30cm：吉見町）に対して、構造耐力上安全であることとする。
-----	---

【出典：官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）より】

2) 構造種別及び構造形式

①構造種別

建築における主な構造種別である、鉄骨造（S造）と鉄筋コンクリート造（RC造）の比較を、下表に示す。諸室の必要面積、空間寸法などから適切な柱スパンを計画し、コストや教育環境などの観点から構造種別を決定する。

	メリット	デメリット
S造	<ul style="list-style-type: none"> ①比較的工期が短い 先行工事（解体・地下等）が無い場合、鉄骨製作期間がクリティカルとなり、短縮が見込めないこともある。 ②現場作業の省力化 ③軽量化（基礎工事費に影響） ④10m超のロングスパンが可能 学校校舎においては教室寸法が約8m×8m程度であるので、必ずしもメリットとはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①建物が揺れやすい 制振やブレース構造とすることで、揺れを低減することも可能。 ②施工時に大型重機が必要 ③外壁の仕様が限定的（外壁デザインが単調になりやすい） ④シールの打替え等、修繕費が高い ⑤外壁廻りに多くの2次部材（下地）が必要
RC造	<ul style="list-style-type: none"> ①学校建築として歴史が長く実績が多い ②在来工法である ③建物の揺れが小さい ④複雑な建物形状に対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ①建物重量が大きい （基礎工事費に影響） ②柱スパンは8~9mが限度 学校校舎においては教室寸法が約8m×8m程度であるので、必要十分である。なお、プレストレストコンクリート梁とすることでロングスパンも対応可能。 ③躯体工事が天候に左右されやすい ④将来的な職人不足の懸念（主に鉄筋・型枠工）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なメンテナンスを行った場合、躯体の耐用年数は同等となる。 ・躯体費はS造が比較的安価となる。ただし、仕上げ（主に外壁）を含めたコストは外壁仕様、建物形状によって異なり、外壁の仕様を落とさないと、RC造の方が安価となる傾向がある。 	

②構造形式

学校建築に求められるⅡ類の耐震安全性に対し、免震構造はコストと性能のバランスが悪い。制振構造は、中低層建物が多い学校建築では、効果を発揮しづらい。耐震構造は、多くの学校建築実績がある。校舎の配置や形状を踏まえ、最適な構造形式を決定する。

構造形式は、大別すると下記の3つの構造形式となる。

a 耐震構造

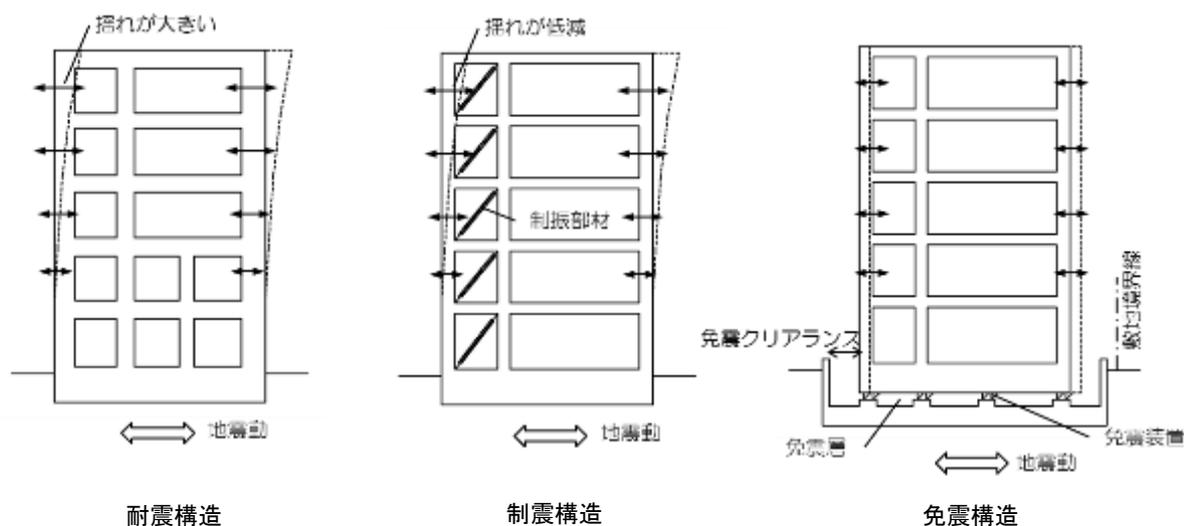
- ・柱・梁・壁（ブレース）部材を大きく多く配置し、構造体を剛強にする。
- ・地震の規模によっては主架構（柱・梁・壁・ブレース）に損傷を生じる。
- ・建物の揺れは、免震・制振構造に比べて大きくなる。

b 制振構造

- ・建物内に配置した制振部材（ダンパー）で、地震エネルギーを吸収する。
- ・ダンパーが地震エネルギーを吸収し、建物重量を支える主架構の損傷を抑える。
- ・耐震構造に比べ、風揺れや地震時の揺れを小さく抑えることができる。
- ・中低層建物の場合、建物の変形が比較的小さく、制振の効果が得られにくい。

c 免震構造

- ・やわらかい免震層に変形を集中させ、上部構造に揺れを伝えない。
- ・大地震時でも構造体の損傷はもちろん、間仕切り壁の損傷や家具什器の転倒が生じにくい。
- ・耐震・制振構造に比べ、地震時の揺れを大幅に低減できる。
- ・長スパン架構といった、自由度の高い建築計画が可能。ただし、建物外周に免震クリアランスを確保する必要がある。
- ・高い耐震性能を確保できる（耐震安全性Ⅰ類相当）。ただし、躯体コストのみでなく、仕上げ、設備工事のコストが最も高い。

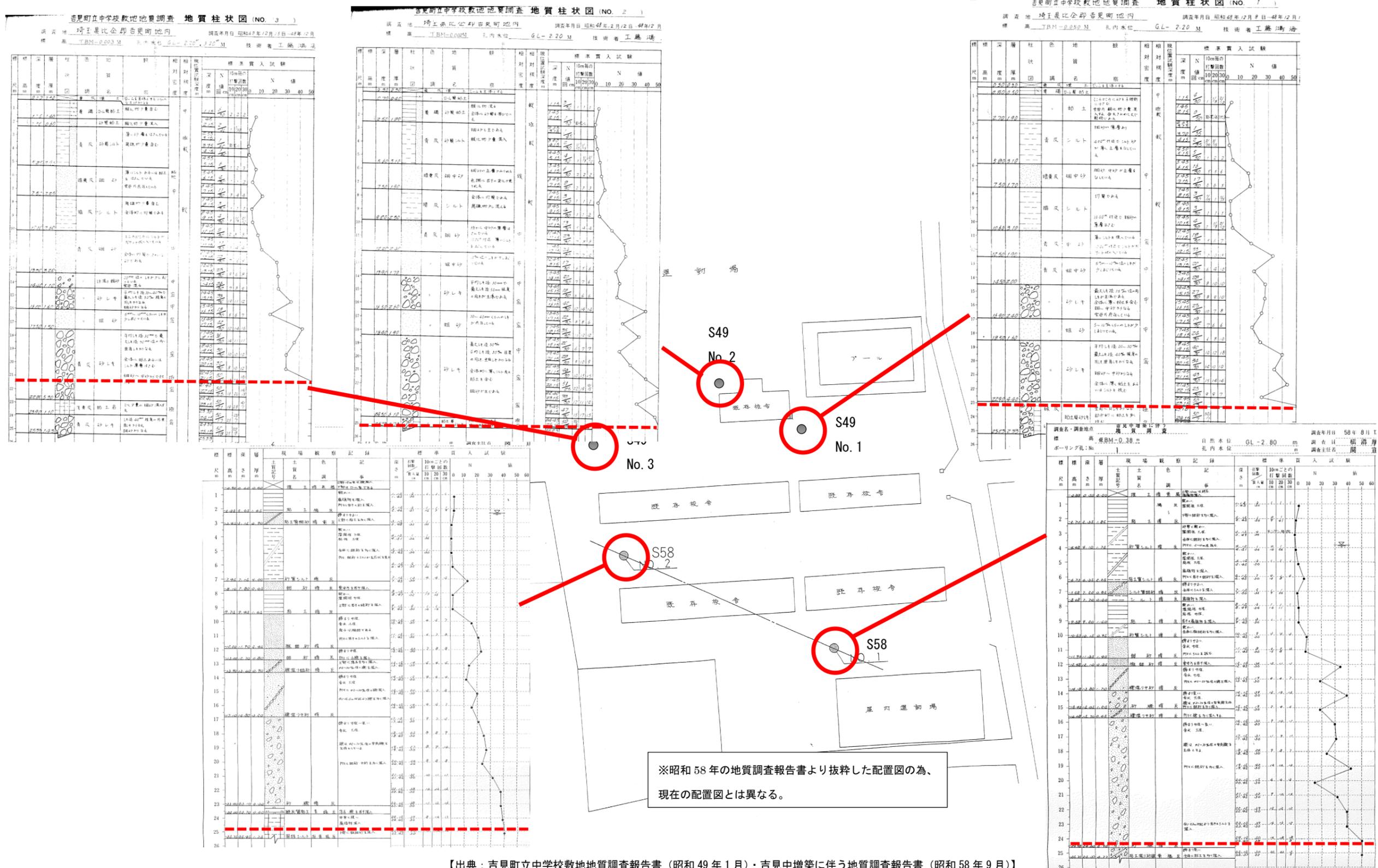


各構造形式概念図

3) 基礎構造の計画

①基礎種別

下図に、既存柱状図（昭和49年及び昭和58年地質調査報告書抜粋）を示す。これらより、計画建物の支持層となり得る層（N値50程度）の出現レベルは、約GL-22~25m程度である。深い位置に支持層が存在しているため、「杭基礎」として計画する。



【出典：吉見町立中学校敷地地質調査報告書（昭和49年1月）・吉見中増築に伴う地質調査報告書（昭和58年9月）】

(4) 設備計画

1) 電気設備の基本的な考え方

①電気設備の基本方針

- ・安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とし、地震や風水害等の災害を考慮した計画とする。

②安全性・メンテナンス性の確保

- ・受変電設備は、メンテナンス性を考慮し、屋外キュービクル型とする。また、設置場所は、浸水想定水位を考慮した位置とする。
- ・分電盤は、各階の専用シャフト（EPS）内に設置し、動力盤・専用電源盤は、機械室や準備室等に設置し、安全で維持管理しやすい計画とする。
- ・敷地内の適切な位置に防犯カメラを設置し、管理諸室からのモニターによる監視と録画装置を設置する。
- ・正門及び車両出入口まわりに保安灯を設置する。校舎の主要出入口から正門及び駐車場までの通路は、夜間の通行に支障がない適切な照度を確保する。
- ・ICT環境の充実のため、学校全体の情報通信設備を拡充する。

③省エネルギー・省資源化

- ・イニシャルコストとランニングコストを両立できる経済性のあるシステムを導入する。
- ・照明器具は、すべてLED器具を基本とする。
- ・照明の点滅制御は、一般スイッチ・リモコンスイッチ・センサー・タイマー等、使用する室・スペースに適した制御方法を選択し、省エネルギー性と機能性を兼ね備えた計画とする。
- ・電線やケーブルは、環境に配慮した低負荷材料（エコ電線・エコケーブル）を採用する。
- ・太陽光発電設備を設置し、環境負荷を低減するとともに、環境教育及び災害時の対応が円滑となる計画とする。

④既存中学校設備との接続

- ・既存の中学校の受変電設備は、統合小学校の受変電設備との接続を行う計画とする。接続方法は、既存の中学校への遡及・影響が少ない接続方法とする。
- ・既存の中学校校舎の設備は、統合小学校を含め、消防法等の関連法規に準ずる設備を設置するとともに、既存改修範囲を最小限に抑えた計画とする。

2) 機械設備の基本的な考え方

①機械設備の基本方針

- ・ 小学校としての運営管理、教育内容、日常生活に求められる機能の確保や、快適性・安全性・利便性・メンテナンス性を確保し、災害を考慮した計画とする。

②快適性と必要機能の確保

- ・ 校舎は、室機能に整合した個別空調方式による居住域空調を基本とする。
- ・ 体育館に冷暖房設備を設置する。
- ・ 室機能に応じた換気システム・水・ガスを計画する。
- ・ 機械換気の採用や自動水栓の採用等、感染症防止対策を図る。
- ・ 災害対応（地震・水害等）や衛生面を考慮した給水方式を検討する。

③環境負荷低減を図る計画

- ・ エネルギーの節約 : 個別空調、全熱交換器、節水型器具、CO2 制御、空調機プログラム運転
- ・ 設備システム効率向上 : 高効率型機器の採用、ポンプ類のインバータ制御
- ・ 資源の利用 : 雨水利用の検討

④避難所機能の確保

- ・ マンホールトイレの設置やトイレ排水への雨水利用を検討する。
- ・ 二次部材の耐震性を確保する。

⑤維持管理しやすい計画

- ・ メンテナンスしやすい機器の選定や更新性に優れた汎用品の採用、将来の設備増設スペースを確保できる計画とする。
- ・ 機器発停、機器運転状況、機器故障警報の集中運転や水・ガス量等のデータ管理等、各機器の運転監視が行いやすい計画とする。

⑥その他

- ・ 汚水の排水は、敷地の東側道路に敷設されている農業集落排水施設に接続する。

(5) 防犯計画

【基本方針】

- ・ 吉見町防犯のまちづくり基本計画に基づき、学校等における防犯対策を徹底する。
- ・ 日常的な学校運営における防犯・事故防止対策を図るとともに、地域開放時におけるセキュリティ等にも配慮した計画とする。

【施設計画】

- ・ 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意する。
- ・ 敷地外周部の囲障及び防球ネットは、見通しのよいメッシュフェンス等の設置又は既存改修を行い、領域を確保するとともに、外部からの死角に配慮する。
- ・ 防犯上、必要な箇所に防犯カメラ等の防犯設備を設置する。

(6) 防災計画

【基本方針】

- ・ 吉見町地域防災計画に基づき、指定避難所等としての役割を果たす防災機能・避難所機能を確保する。
- ・ 吉見町防災ハザードマップに基づき、想定される水害に対し、対策を検討する。

【避難所機能】

- ・ 避難所となる体育館まわりに防災倉庫（防災備蓄倉庫、防災資機材庫等）を確保するとともに、浸水想定水位を考慮した位置に計画する。
- ・ 高齢者や妊婦、乳幼児等、災害弱者に配慮し、必要なスペースを用意する。
- ・ 避難所として必要な設備（マンホールトイレ、かまどベンチ等）、備品を整備する。

【その他】

- ・ 建物躯体や非構造部材の耐震化を行うとともに、電気、ガス、水道等のインフラ設備について、災害時の使用や早期復旧することができるよう耐震性等を考慮した計画とする。
- ・ 校庭や体育館は、物資搬入や緊急車両の寄り付きに配慮した計画とする。
- ・ 災害時の炊き出し機能を考慮する（家庭科室の配置等）とともに、給食センターと連携できる計画とする。
- ・ 災害時の安全な避難経路を確保する。
- ・ 太陽光発電パネルは、停電時の避難場所を考慮し、外灯・昇降口・廊下・職員室・体育館等の電力を負担できる程度の確保に努める。

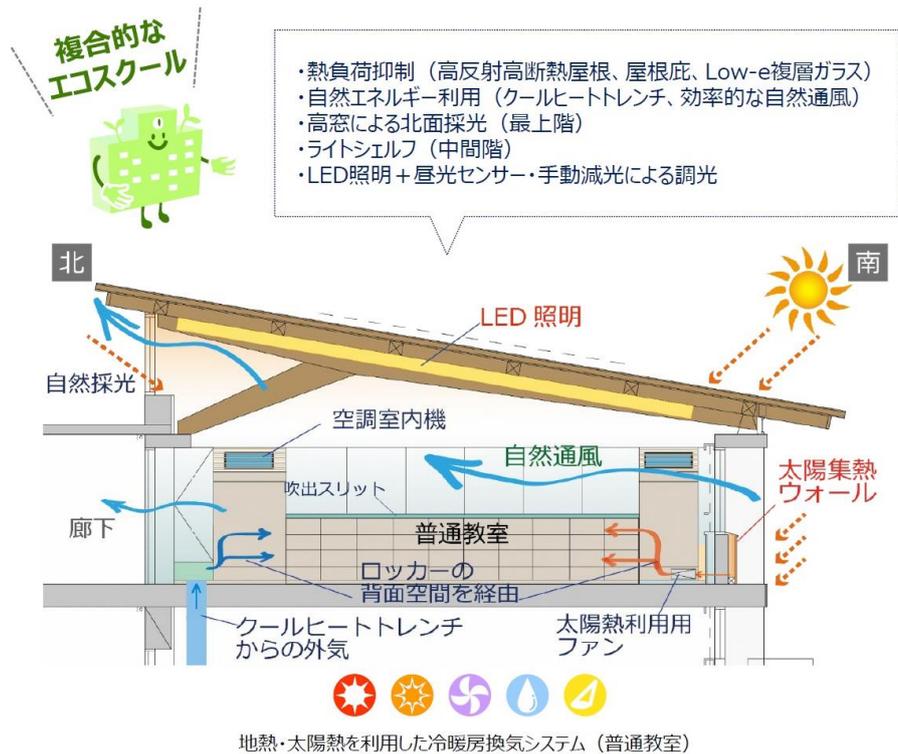
(7) 環境配慮計画

【基本方針】

- ・ 第二次吉見町環境基本計画に基づき、吉見町が目指す「吉見町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に寄与する施設計画とする。
- ・ 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の ZEB 化のさらなる推進を目標とする。

【施設計画】

- ・ 施設面、運営面、教育面の3つの視点からエコスクール(*7)とする。
- ・ 計画地周辺の気候、立地環境特性を把握し、自然エネルギー（日射遮蔽対策等）を有効に活用する。
- ・ 建物の高断熱化や高効率設備の選定、適切な運用システムの構築により、消費エネルギーを低減する。
- ・ 太陽光発電パネルの発電量や気温・日射量などの気象条件を表示する「大型モニター」を設け、児童の環境への関心を高め、環境教材としての施設づくりに配慮する。



● 施設面・・・やさしく造る

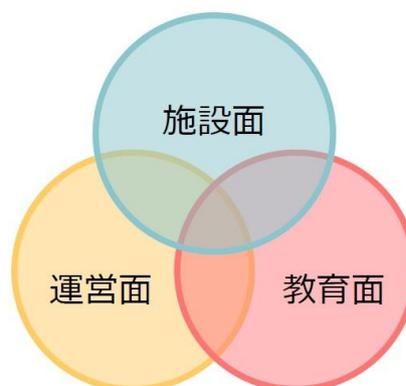
- ・ 学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・ 周辺環境と調和している。
- ・ 環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

● 運営面・・・賢く・長く使う

- ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・ 自然エネルギーを有効活用する。
- ・ 無駄なく、効率よく使う。

● 教育面・・・学習に資する

- ・ 環境教育にも活用する。



【出典：文部科学省「エコスクール 環境を考慮した学校施設の整備推進」より】

*7:環境を考慮して整備された学校施設のこと

5. 統合小学校の整備スケジュール

(1) 学校づくりのスケジュール（案）

吉見町教育委員会では、吉見町立小学校統合再編計画に基づき、令和6・7年度に新校舎等の基本設計・実施設計を、令和8・9年度に新校舎等の建設工事を行い、令和10年4月に6校を統合再編した統合小学校の開校を目標としている。

なお、吉見町立小学校統合再編準備委員会や専門部会は、令和5年度から継続して実施する。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	基本構想 基本計画	●----->					開校 予定
	基本設計		●----->				
	実施設計			●----->			
施設 整備	既存校舎等解体工事			●----->			
	新校舎等建設工事				●----->		
	外構工事					●----->	
		●-----> 統合再編準備委員会、専門部会による検討					

※今後の検討により変更の可能性あり

(2) 設計の進め方

設計者は、設計の各段階において、統合再編準備委員会等と十分協議し、協議内容や経緯をまとめ、住民説明会等を通じて、保護者や地域住民と合意形成を図りながら設計を進める。

第IV章 検討の記録

1. 吉見町立小学校統合再編準備委員会

(1) 吉見町立小学校統合再編準備委員会の開催日程・検討内容

開催回	開催日	会場	検討・確認内容
第1回	令和5年5月24日	吉見町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校統合再編に関する経緯について ・ 統合再編準備委員会の活動内容等について ・ 今後のスケジュールについて ・ 統合小学校の校名候補の選定方法について
第2回	令和5年6月22日	吉見町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会について ・ 統合小学校の校名案の募集要領（案）について ・ 校舎整備に関する基本構想及び基本計画について
第3回	令和5年7月27日	視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬県太田市立北の杜学園 ・ 群馬県みどり市立笠懸西小学校
第4回	令和5年9月20日	吉見中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合小学校の校名候補の選定について ・ 施設整備コンセプト・整備方針（案）について ・ 配置検討のための計画条件等について
第5回	令和5年10月23日	吉見町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合小学校の校名候補の選定について ・ 配置計画(土地利用計画)の条件・目標の検討について ・ 施設整備に係るアンケート調査の結果について
第6回	令和5年12月12日	視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県つくば市立研究学園小学校 ・ 茨城県小美玉市立小川北義務教育学校
第7回	令和6年1月16日	吉見町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会の報告について ・ 基本構想・基本計画（案）の策定について ・ 地域開放・防災計画の条件・目標の検討について
第8回	令和6年2月22日	吉見町民会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会の報告について ・ 統合小学校に関する基本構想・基本計画（案）について ・ 今後のスケジュールについて

(2) 吉見町立小学校統合再編準備委員会における意見のまとめ

次項に、統合再編準備委員会におけるグループワークの意見を示す。



グループワーク 「新たな学校をつくるにあたって大事だと考えていること」

テーマ①	統合小学校の施設整備にあたり大事にしたいこと、こんな学校になったらよいなと思うこと	
<p>【Aグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広いフリースペースがほしい(校舎) ・設計者のアイデアを生かすこと ・〈設備〉①防犯カメラ ②スロープ ③エレベーター ・エレベーター →障がいのある子や給食の食缶を職員で運ぶ ・明るい校舎 開放感がある ・英語表記と日本語表記が両方ある表示 ・全教室が南向きで明るく風通しがよい ・オープンな教室 ・特別教室にもエアコン ・〈学習〉①ICT 機器(各教室のプロジェクター設備) ②ホワイトボード ・〈環境〉①空調設備の一括管理 ②各階への電話通知設備 ・〈スペース〉①多目的スペース(学年集会等) ②多目的トイレ ・小中学生コミュニケーションがとれる共有できるスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・木を多く使った内装 ・来校者が入りやすい校舎 受付 事務室 職員室 ・会議室や多目的スペースがあるとよい ・バリアフリー ・広々明るい教室、校舎 ・昇降口は全学年で一か所 ・開かれた職員室 ・廊下等の空間を広く! ・屋内プールだったらとてもよい ・小中同じ敷地内なので給食室をつくってほしい ・集会のできる場所 体育館以外 ・各階に図書室(学びスペース)があるとよいです。 ・生徒用のエレベーターの設置 ・明るく広いトイレ 	<p>【Bグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災の中心になる設備 ・子供が学校に行きたがるような施設 ・とにかく行きたい!と思える学校 ・多様性、LGBTQ ・町のPRになる 最終的に移住者が増える ・社会性を身につけることができる場 ・エレベーター ・人間関係を構築しやすい学校 ・教員の作業専用スペース ・アクティブラーニング机 ・クラス枠とっぱらってのスペース ・全校児童が集まれるせり上がり教室(500人位)の設置 ・安全で安心してすごせる ・施設の安全 ・防災倉庫など水害に対応した地域の防災拠点に ・学びの安全 ・防犯(カメラ設置、フェンス・門扉、各教室インターホン) ・奇抜な建物ではなく安全第一 ・雄大なモニュメント ・掲示スペース ・明るく広い校舎 ・大型ホワイトボード複数 ・遊具 子どもにとって魅力あるもの 体づくり 職員室から見える ・オープンスペース 学校図書館の充実 ・エレベーター 多目的トイレ 階段手すり ・心の安全 ・親子向け地域交流セミナー ・習い事モール 習い事のワンストップ化(習い事もできる学校)
テーマ②	現在の小学校(あるいは吉見町の学校)のよいところ、新しい学校にも残したいところ	
<p>【Aグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット環境の充実 ・町内の6校の歴史を伝える展示スペース ・地域の学校のイメージが強いので、地域の人との交流スペース ・各教室のインターホン ・見た目の良い校舎 桜の修景デザイン ・地域の中にある小学校 大変実感します ・水はけの良いグラウンド ・黒板が上下する ・安らぎのスペース ・雨に濡れない昇降スペース ・バスを校舎から近づけて ・駐車場の確保 ・地域に開かれた学校を実現する 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策が完璧に ・教員・子どもが教育活動に専念 	<p>【Bグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが全校生徒の顔と名前がわかる ・防犯パトロール等の地域と協力した活動 ・学童の充実とレベルアップ ・子供たち一人一人が発揮できる様な環境 とにかく仲良く心強いのある学校になれば ・自分から学ぶことができ、学力を身につけることができる場 ・どの学年がコミュニケーションできる空間 ・人とかかわりが上手にできる場 ・こじんまりしてお互いの顔、性格がわかっている ・仲良し会的空間 ・この学校で学んでよかったと思うような(友人関係、地元住民とのふれあい、先生とのコミュニケーションが取りやすい) ・6校が小規模 1人1人を大切に教育 ・体験の場 畑・田など ・地域サロン ・6校の進学先吉見中との連携
テーマ③	現在の小学校(あるいは吉見町の学校)のよくないところ、新しい学校では改善したいところ	
<p>【Aグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在和式が多いので、すべて洋式化 ・エレベーターの設置がない ・全体的に暗い ・トイレの臭いがたまりがち(古い造りだから) ・校舎と校舎をつなぐ通路(2F)の風通しが良すぎる ・廊下の照明が暗すぎる ・職員室が2階 ・体育館に空調がほしいです ・災害時の避難経路 ・高齢者対応(エレベーター、スロープ) ・中3は受験があるので、防音等中学生のことも考えて ・更衣室があるとよい 		<p>【Bグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈り面積 ・子ども中心、子どもがまず学びやすい施設、設備を願いたい ・通学路が危険な所、安全安心な環境作る ・鳥のフン害 ・都市部と比べた時の教育、体験の格差 ・旧態依然価値からの脱却 ・グリーンハウス(温室)の設置 子どもたちがひと手間栽培できる 学級園とは区別 ・校舎整備から離れるかも 学校は学びの場なので学力アップにつながる設備 ・地域の特色を生かした学校行事 ・教育資源活用可 ・多様化することも ・通級指導教室 ・吉見町で習い事をするのは困難

グループワーク「地域開放・防災計画で大事にしたいこと」書込みシート

地域開放	防災計画
<p>○地域開放する場所 【体育館・グラウンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団や文化団体の練習場所として利用) ・ミーティング室、シャワー室 ・会議室を体育館内に設置(休日可能)、課業日、地域毎に活用 ・野球等、スポーツ少年団や地域の祭り等で利用 <p>【校舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 : 地域に貸し出し、シニア層へ常時開放 ・多目的室 : セミナー講座、イベント ・特別教室 : 保護者や児童生徒が関わる行事で開放 ・PTA 会議室: 保護者、応援団(ボランティア)が自由に使える ・会議室 ・教育相談室 <p>○新たに地域開放用に設ける場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団室 ・習い事ができる場所(吉見町は習い事の場所が少ない) <p>○現在開放している場所 【体育館・グラウンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール、バレーボール、野球、卓球、サッカー等で使用する場合に開放している <p>○地域開放の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状通り、体育館・グラウンドに絞った方がよい ・地域にはそれぞれ施設があるので、体育館・グラウンドの開放でよい ・安全面、管理面への配慮 ・開放すると管理が大変 <p>○地域開放する場所</p> <p>○配慮すること 【運用の仕方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化系(家庭科、音楽等)の利用について検討 ・地域開放についてどのような組織でどうすすめるか ・学校管理と関係なく施設が使用できるようにする ・中学校への開放(部活)と各種団体との調整 ・スポーツ少年団が使いやすい環境を整えてほしい <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ ・教室の開放に伴う防犯設備の整備(防犯カメラ設置等) ・外部にトイレを設置 ・整備用具の準備(モップ、トンボ等) 	<p>○災害時に避難する場所 【体育館・グラウンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風時の避難のため、浸水しない位置に設置(2階以上) ・会議室を設置 ・グラウンドを災害時の臨時駐車場とする ・体育館への安全な動線を確認 ・階段では高齢者が上りにくいのでスロープを用意 ・シャワー、エアコンの設置 ・太陽光発電の設置(コンセント、電源の確保) <p>【校舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科室 : 防災機能の強化から1階に配置 ・想定水位以上の階に調理室を設置 ・多目的ルーム ・保健室 ・男女の更衣室を設置 ・プライベートを確保できる場所(更衣室等) <p>【防災倉庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定水位以上の階に防災倉庫を設置 ・防災倉庫は2,3階にあるとよい <p>【外構計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の駐車場の確保 ・マンホールトイレの設置 ・炊き出しに使えるベンチの設置 <p>○設ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生面の配慮(トイレ・シャワー等の設置) ・トイレ水の雨水利用 ・エレベーターの設置 ・ヘリポート ・応急時の対応(水道が使用できない場合等) ・停電時も自家発電ができる設備、蓄電設備の整備 ・Wi-Fi、テレビの設置 <p>○配慮すること 【運用の仕方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害に対しては対応が難しいので、別の場所でも対応することも検討した方がよいのではないか ・既存施設の使い分け <p>【仕上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅の広い、段差がゆるやかな階段を設置 ・物資の出し入れを考慮した入口を設置 ・網戸の設置 ・天井の材料は、落ちて怪我がないものを選定する <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多市町との協定 ・受験生に配慮 ・ベットの避難場所

グループワーク「配置案のA・B・Cについて」書込みシート

A：敷地東側配置案	B：敷地西側配置案	C：敷地南側配置案
		
<p style="text-align: center;">よいところ</p>	<p style="text-align: center;">よいところ</p>	<p style="text-align: center;">よいところ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○門・アプローチ等：校舎に近く、スムーズに入出りができる ○校舎配置：小中の一体感がある配置 ○教室配置：管理ゾーンと教室ゾーンが分離されている ○普通教室：教室の東・南向きでよい ○管理諸室：正門に近いのでよい ○採光：東側で日あたりが良い、吹抜けが明るい ○グラウンド・遊具：小学生は休み時間の度に遊ぶので専用が望ましい、それぞれわかれている ○バスロータリー： <ul style="list-style-type: none"> ・教室ゾーンに近い ・登下校が楽で死角が少ない ・雨に濡れずに移動ができる ○駐車場：送迎バスの駐車場が確保されているのでよい ○プール：校舎に近くてよい 	<ul style="list-style-type: none"> ○門・アプローチ等：西門は正門として使えるのではない ○校舎配置： <ul style="list-style-type: none"> ・中学校が隠れない配置 ・A案に比べ静かで環境がよい ・小中が独立してメリハリがある ○教室配置：管理棟からの眺めがよい ○グラウンド・遊具・遊び庭： <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からよく見える ・それぞれ分かれていてよい ○テニスコート：中学校から近く使いやすい ○コスト：貫通路がないため、校舎が小さくなりコスト減につながる ○学童保育：校舎から近い 	<ul style="list-style-type: none"> ○門・アプローチ等： <ul style="list-style-type: none"> ・正門から学校が見える ・児童生徒の動線の交差が少ない ○校舎配置：教室と管理諸室がまとまった配置でよい ○教室配置：中学校との一体感がある、児童生徒教員同士の交流が図りやすい ○普通教室：南向きなので、冬は暖かい(ベランダ活用) ○管理諸室：小中共に管理ゾーンが近いので行き来がしやすい ○グラウンド・遊具：校舎に近い、管理諸室から見える ○テニスコート：3面でよい ○バスロータリー： <ul style="list-style-type: none"> ・正門・小学校に近いので、A・B案よりバスからの移動距離が短くてよい ○その他：敷地が広く使える
<p style="text-align: center;">気になるところ</p>	<p style="text-align: center;">気になるところ</p>	<p style="text-align: center;">気になるところ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▲門・アプローチ： <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が正門付近で混雑するのではないか ・小中で門を分けてはどうか ・学校の正門としての顔がない ▲校舎配置： <ul style="list-style-type: none"> ・校舎の向きを変えてはどうか ・中学校が隠れてしまう・見えない ・圧迫感がある ▲教室配置：教室が活動場所から離れている ▲管理諸室：昇降口・受付がわかりにくい、教室と離れている ▲採光・通風：朝陽があたる、風の通りが悪い ▲グラウンド：校舎から遠い、移動が大変 ▲遊具： <ul style="list-style-type: none"> ・校舎から離れている ・既存遊具があるところに整備してはどうか ▲遊び庭：校舎から遠い、遊び庭に中学生が入ってこないか心配 ▲テニスコート：3面は今より少ない ▲バスロータリー： <ul style="list-style-type: none"> ・安全を考え屋根をつけてはどうか ・他の配置の可能性はないか ▲駐車場：台数は十分か ▲貫通路：人と車の動線が交錯するので危ない ▲中学校との連携：グラウンド・体育館の使用するかどうか ▲プール：屋上につくってはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ▲門・アプローチ： <ul style="list-style-type: none"> ・校舎までの距離が長く児童生徒が交差する ・小中で門を分けたらどうか ▲校舎配置： <ul style="list-style-type: none"> ・小中の校舎が近い ・中学校に気を使ってしまわないか ・武道場との距離が近いのではない ▲管理諸室： <ul style="list-style-type: none"> ・正門から校舎までが遠いので安全面が心配 ・北側に配置してもよい ▲採光：教室に日が当たらないのではない、西日が暑い ▲遊具： <ul style="list-style-type: none"> ・死角になる ・職員室から見えにくい ・既存遊具があるところに整備してはどうか ▲テニスコート：3面は今より少ない ▲バスロータリー： <ul style="list-style-type: none"> ・送迎の際、道路が狭いのではない ・校舎から離れている ・公道を毎回渡るは大変 ・西門近くの駐車場に設けてはどうか ・敷地内にあった方がよい ▲駐輪場：中学校の自転車と交差する危険がある、正門に近い方がよい ▲プール：校舎から遠い ▲武道場：整備・移動してはどうか ▲その他：西門周辺を借地として確保してはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ▲門・アプローチ：正門は中学生、西門はロータリー等と重ならないように計画 ▲グラウンド：校舎まで遠い 昇降口から遊具・グラウンドへの動線 ▲遊具： <ul style="list-style-type: none"> ・バスロータリーと近い ・駐輪場と入れ替えてはどうか ▲テニスコート：3面は今より少ない ▲バスロータリー： <ul style="list-style-type: none"> ・敷地西側に配置 ・南側駐車場に遊び庭を配置し、バスロータリー敷地内に配置 ・ロータリーから校舎までの安全な通路を確保 ・狭く見える ▲駐車場：敷地外に立体でつくってもよいのではない ▲駐輪場：駐輪場の奥に駐車場があるので危ない・近い ▲プール： <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内に設置、地域開放で工夫してほしい ・子どものプールに対する意見を確認してはどうか ・プールを設置しない場合、小・中の水泳指導等をしてはどうか ▲給食センター： <ul style="list-style-type: none"> ・校舎への配送ルートを確認 ・敷地内に給食室をつくとよいのではない ▲防災：かまどベンチの設置 ▲その他：部室棟を壊し校庭側に校舎を配置してはどうか

(3) 吉見町立小学校統合再編準備委員会名簿

令和6年3月現在

No.	役職	氏名	所属等	選出要件
1	委員長	久保田 秀至	元小学校長	教育委員会が必要と認める者
2	副委員長	小池 幸	元小学校長	教育委員会が必要と認める者
3	委員	小林 正義	東第一小学校 PTA 代表	保護者を代表する者
4	委員	荒井 健博	東第二小学校 PTA 代表	保護者を代表する者
5	委員	田村 はるみ	南小学校 PTA 代表	保護者を代表する者
6	委員	小池 さち子	西小学校 PTA 代表	保護者を代表する者
7	委員	宮崎 敦	北小学校 PTA 代表	保護者を代表する者
8	委員	小川 広太	西が丘小学校 PTA 代表	保護者を代表する者
9	委員	清水 彩乃	吉見中学校 PTA 代表	保護者を代表する者
10	委員	木村 光臣	よしみ幼稚園保護者会代表	保護者を代表する者
11	委員	福田 裕介	よしみけやき保育所保護者代表	保護者を代表する者
12	委員	栗田 智子	東第一小学校長	学校の教職員を代表する者
13	委員	芙蓉 範子	東第二小学校長	学校の教職員を代表する者
14	委員	小林 克則	南小学校長	学校の教職員を代表する者
15	委員	山内 哲也	西小学校長	学校の教職員を代表する者
16	委員	西條 宏実	北小学校長	学校の教職員を代表する者
17	委員	船田 真由美	西が丘小学校長	学校の教職員を代表する者
18	委員	岡崎 康友	吉見中学校長	学校の教職員を代表する者
19	委員	齋藤 ディエゴ カズミ	区長会 東地区 (東一小)	地域住民を代表する者
20	委員	金子 明	区長会 南地区 (南小)	地域住民を代表する者
21	委員	矢嶋 保男	区長会 西地区 (西小)	地域住民を代表する者
22	委員	室田 一郎	区長会 北地区 (北小)	地域住民を代表する者
23	委員	田辺 義行	区長会 東地区 (東二小)	地域住民を代表する者
24	委員	松本 和雄	区長会 西地区 (西が丘小)	地域住民を代表する者

(4) 吉見町立小学校統合再編準備委員会設置要綱

吉見町立小学校統合再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉見町立小学校の円滑な統合再編に必要な準備、検討及び調整を図るため、吉見町立小学校統合再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 校名、校則、校章等に関する事。
- (2) 通学体制に関する事。
- (3) 教育課程、学校行事等に関する事。
- (4) 施設整備、設備備品等に関する事。
- (5) その他統合再編に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 学校の教職員を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い後任者を委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の推進のため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事務に係る資料収集、細部についての検討を専門的に行い、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 専門部会を構成する部会員は、委員会において定める。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の業務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。